

中小企業における労働災害防止の推進と労働安全衛生法

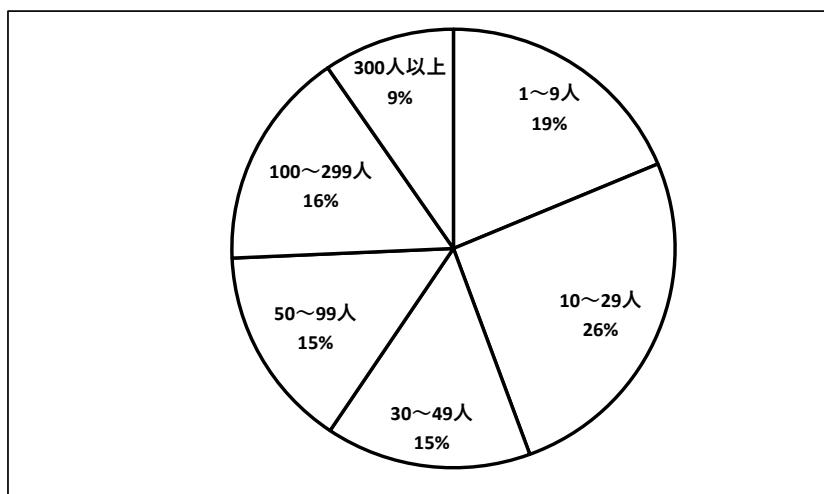
労働安全衛生総合研究所

高木元也

1. 中小企業の労働災害発生状況

(中小規模事業場における労働災害発生割合の高さ)

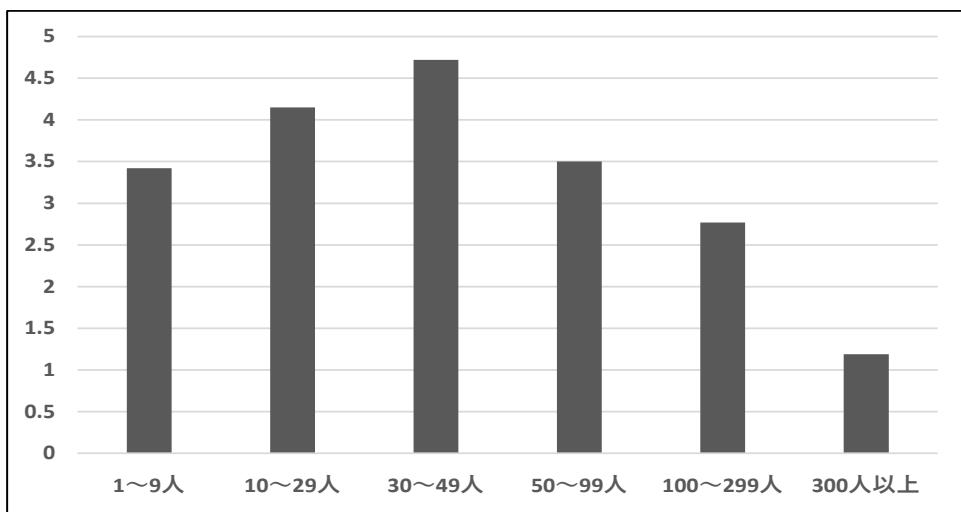
労働災害の更なる減少に向け、わが国の大いな課題のひとつに、中小規模事業場（事業場とは、事務所、工場、工事現場、店舗等、一定の場所において相関連する組織のもとに継続的に行われる作業の一体¹⁾）の労働災害の多発がある。その発生状況をみると、2020年の全産業の死傷災害は労働者数50人未満の中小規模事業場で約60%を占める（図1）²⁾。



資料：厚生労働省「労働者死傷病報告」

図1 全産業の事業場規模別死傷災害発生状況（2020年）

また、同年、製造業における事業場規模別の死傷年千人率は、労働者数1～9人が3.72、10～29人が4.13、30～49人が4.40と、300人以上の1.09と比べ3～4倍にも及び、中小規模事業場の死傷災害発生割合は高い（図2）²⁾。

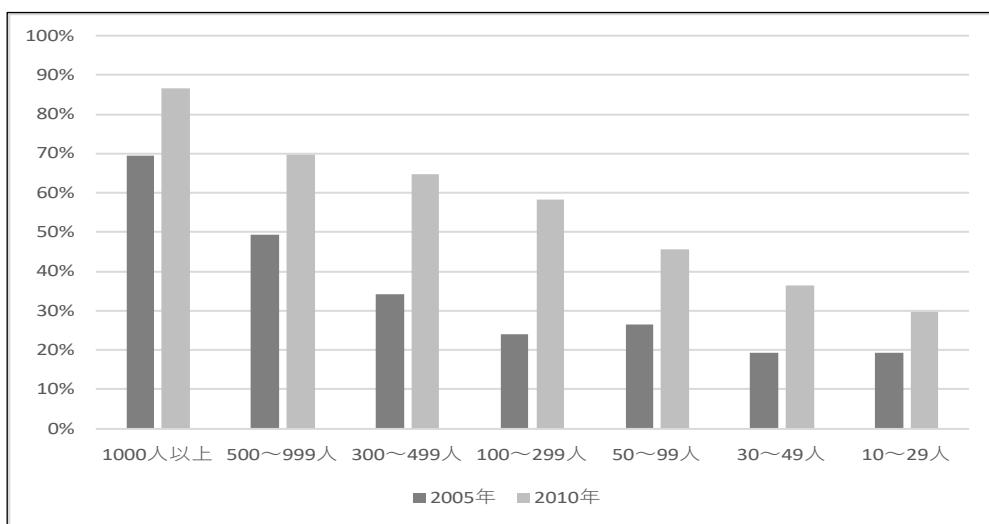


資料：厚生労働省「労働者死傷病報告」、総務省統計局「平成 28 年経済センサス基礎調査」

図 2 製造業の事業場規模別死傷年千人率（2020 年）

（中小規模事業場におけるリスクアセスメント導入の遅れ）

2006 年、改正労働安全衛生法の施行に伴い努力義務化されたリスクアセスメントの事業場への導入においても、2010 年の導入割合は、事業場規模 1,000 人以上が 86.6%に対し、同 30～49 人が 36.5%、同 10～29 人が 29.7%と、中小規模事業場の導入が遅れている（図 3）³⁾。さらに、たとえ導入していても、多くの中小企業は「リスクアセスメントをどのように進めればよいのかわからない」、「時間的、コスト的にも余裕がない」などの理由から、実効性あるリスクアセスメントが実施されているとは言い難いと指摘されている⁴⁾。



資料：厚生労働省「労働安全衛生基本調査」

図 3 全産業の事業場規模別リスクアセスメント導入割合（2005 年と 2010 年）

2. 中小企業の安全衛生活動に関する先行研究

これまで、中小企業の安全衛生活動に関する研究は、欧米諸国等で数多く見受けられる。共通する研究テーマは、やはり安全活動の推進力が弱い中小企業の安全確保をどうするかであり、中小企業に対する外部支援の充実を求める研究が多い^{5) ~18)}。

具体的には、企業負担の少ない外部支援先、外部支援メニュー、優先すべき支援対象者などに関するものである。

先行研究では中小企業の安全確保策として、①外部支援の充実、②中小企業に適した安全活動促進、③経営者クラスの安全意識向上の大きく 3 つをテーマとした研究が行われているが、これらを整理すると、中小企業の安全を確保するためには、中小企業に適した安全活動の促進、中小企業の経営者クラスの安全意識の向上が必要とされ、それらを実現するためには、外部支援の充実が必要ということになる。

先行研究では、政府機関、労働組合等の公的機関による外部支援の効果が高いとされている。わが国の建設業においても、労働安全衛生行政施策は、労働安全衛生行政が、建災防、関係業界団体、発注者と一体となって総合的に推進することが掲げられるなど、公的支援・指導の枠組みはある。

3. 中小企業における安全問題の原因構造

中小企業の安全問題を解決するため、「中小企業の労働災害発生割合が高い」ことを解決すべき最上位の問題に掲げ、その原因構造を以下のようにとらえる（図 4）。

「中小企業の労働災害発生割合が高い」ことの直接的な原因には、中小企業は大手企業と比べ安全管理水準が低いことがあげられる。ただ、人材面、資金面等に余裕のない中小建設企業の多くは、自助努力で安全管理水準を高めることには限りがあり、外部からの支援・指導を受けることが求められる。

しかしながら、対価を伴う支援は、財政的余裕がないため受けられない、あるいは、たとえ財政的余裕があったとしても、経営者が、安全意識の低さから、安全管理水準を向上させる必要性を感じず、対価を伴う支援を受けていない。一方、対価を伴わない公的な支援・指導は、中小企業が膨大な数に及ぶことから、支援・指導すべき中小企業を見つけられないことや、現状、効果的な支援・指導ができていないことが原因で、うまく行われていないととらえられる。

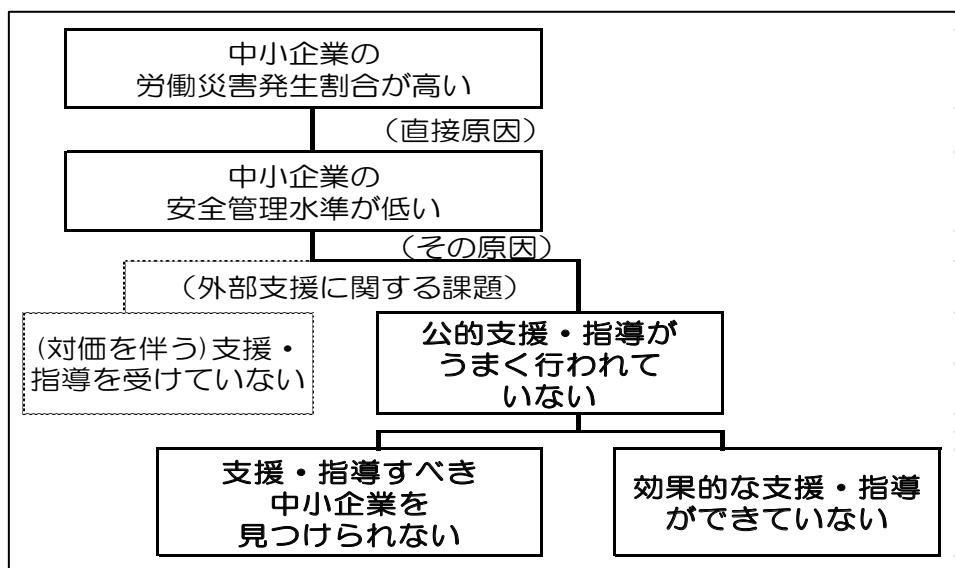


図4 解決すべき中小企業問題の原因構造

4. 中小企業の安全問題解決のため今後の法規制のあり方

大手・中堅企業と比べ、経営体力が弱い中小企業の労働災害防止を推進するため、法規制をどのようにとらえればよいか。

後述する国内外文献調査（Web調査含む）に基づきとりまとめた「5. 労働安全衛生行政による中小企業の指導（建設業の事例）」、「6. イギリスにおける中小企業問題への対応」などを踏まえ、今後の法規制のあり方を表1に示す。

表1 今後の法規制のあり方

- ①大手・中小を問わず危険有害な作業に対し効果的に法規制をかける
- ②法規制に基づき労働安全衛生行政による効果的な中小企業への指導を推進する
- ③法規制により支援・指導すべき中小企業を見つける
- ④中小企業に対し法規制の理解を促進させるため法規制を簡易化・簡素化する

①大手・中小を問わず危険有害な作業に対し効果的に法規制をかける

特段の危険有害な作業から働く者を守るために、法規制をかけることは必要なことである。今後も、効果的に法規制をかけることにより、中小企業の安全確保を図ることが求められる。

好事例として、平成27年7月、足場に関する墜落防止措置などを定める改正労働衛生規則の施行において、足場の組立てなどの作業を対象に特別教育を定めたことがあげられる（安衛則第654条、第655条の2）。

これにより、足場の組立て作業を行う一人親方は多くも特別教育を受講した。一人親方は、安全教育を受講すればその時間は稼ぎを得られることなどから、受講したがらない傾向にあるが、この規制により、特別教育を受講しないと足場が組めなくなり、建設工事に携わる一人親方は、ほとんど足場組立て作業をすることから、この特別教育を受講し、足場の正

しい組立て方法等の教育を受けるようになった。

今後も、中小企業の事業場でよく行われる危険有害な作業には、特別教育等の法規制は有効であると考えられる。

②法規制に基づき労働安全衛生行政による効果的な指導を推進する

中小企業の安全管理水準を向上させるためには、効果的な公的指導が求められる。

これまで、労働安全衛生行政は中小企業に対し様々な指導を行っている。「5. 労働安全衛生行政による中小企業の指導（建設業の事例）」のとおり、建設業では、行政通達に基づき、建設工事の規模別（①超大規模建設工事（規模が特に大きく、かつ労働安全衛生行政上、特に注目を要すると認められる建設工事として厚生労働本省から指示があるもの）、②大規模建設工事（労働安全衛生法第15条により統括安全衛生責任者の選任が義務づけられた建設工事（一部の建設工事を除き、労働者50人以上））、③中規模建設工事（大手建設業者が元請の中規模建設工事（①、②、④以外））、及び地場建設業者が元請の中規模建設工事）、④小規模建設工事）に指導が行われていた。

様々な業種において、このような中小企業に対する指導の実態を把握し課題を抽出し、より効果的な指導を見出すことが求められる。

③法規制により支援・指導すべき中小企業を見つける

中小企業に対し、効果的な公的支援・指導ができない要因の一つに、支援・指導すべき中小企業をみつけられない課題がある。

例えば、建設業における小規模建設工事における指導上の課題は次のとおりである。

小規模建設工事（上下水道、木造家屋等低層住宅、電気通信施設、ガス供給施設等）では、労働基準監督署に対し、適用事業報告や特定元方事業報告、足場等設置届等提出のないものがほとんどである。このため、工事関連情報の収集が難しく、個別の監督指導として指導計画に盛り込まれることはほとんどない。

上下水道等の公共工事は、発注者に呼び掛けて合同パトロールを実施しているところもあるが、労働基準監督署の管轄によっては、複数の市町村にまたがるケースや複数の部署にまたがるケースもあり、日程調整等が難しいことや、実際に同行する発注者側の労働災害防止意識が高くないケースがあるなどの問題もあり、十分な効果を上げているとはいえない。

上下水道、電気通信施設、ガス供給施設等の維持・修繕工事は、不定期で行われることが多く、予め指導計画に盛り込むことは難しい。ただ、監督官が別の目的での外出中に、これらの工事を見かけた際、必要に応じ監督指導するケースはある。木造家屋等低層住宅建築工事も同様に工事の存在を知ることが難しく、死傷病報告が提出され初めてその工事の存在を知ることが多い。ただ、死傷病報告が提出された時には、既に工事が完了していることもあり、適切な指導が行われているとはいえない。

このような支援・指導すべき中小企業を見つけるため法規制をかけることも考えられる。

参考となる事例として、デンマークでは、法規制により労働安全衛生推進機関への入会を義務づけている（表2）。

このように、危険有害な作業の対象となる特定の業種、業界を対象とした法規制も有効であると考えられる。

表2 中小企業労働衛生支援（デンマーク）¹⁹⁾

①実施主体

OHS（Occupational Health Service Centre、労働衛生サービスセンター）

②概要（事業実施期間：1996年～2000年）

北シェラン島にあるOHSは、デンマーク企業の労働衛生促進の中心的役割を担う公的機関である。1998年施行の職場環境法では、特定セクター（工業等）に属する企業はOHSへの入会が義務づけられた。

本事業は、OHS会員の中小企業のうち、製造業、建設業、サービス業（ホテル、レストラン等）を主対象に、通常業務に導入できる支援策の開発を目的に、中小企業向けコンサルティングサービス、作業環境評価、就業後セミナー、中小企業間交流セミナー、地方雇用主団体との交流、中小企業向け情報提供（ニュースレター、地方週報向け記事等）等を行った。運営資金は全国労働環境委員会が拠出した。

本事業は、a. 中小企業経営者へのヒアリング調査、b. 提供サービス開発、c. 観察、d. 中間評価、e. 観察・サービス点検、f. 最終評価、g. 外部評価の順に行われた。OHSは参加企業324社の半数超を観察し、中間評価ではほとんどの中小企業はOHSに満足と回答した。

④中小企業に対し法規制の理解を促進させるため法規制を簡易化・簡素化する

欧米諸国でも中小企業が全企業の大半を占める。労働災害防止活動が浸透しないのは、a. 労働災害リスクや労働安全衛生法規に関する知識不足、b. 労働災害防止活動を推進するために必要な時間や資料の不足、c. 労働安全衛生担当部門がないことや労働安全衛生行政との接点がないこと、d. 相談体制の未整備、e. 労働災害防止意識の欠如、f. 労働災害防止活動が社長（オーナー）任せなどが指摘されている²⁰⁾。

このEuro-stat調査のとおり、労働災害防止活動が浸透しない理由の一つである労働安全衛生法規の知識不足を解消するためには、法規制の簡易化・簡素化があげられる。

これは、長年にわたるイギリスの取り組みが参考になる

Web文献調査結果を「6. イギリスにおける中小企業問題への対応」にとりまとめたとおり、イギリスは、安全衛生に関する法律とそれに伴う事務手続きをスリム化し、中小企業・自営業者でもアクセスしやすいものにしていった。直接的に「中小企業・自営業者向け」と銘打った法律ではないとしても、簡易化・簡素化がその活用を進め、労働災害防止につながったのではないか。ただ、安全を確保するために必要な要件を保持しながら簡易化・簡素化していくプロセスは容易なものではない。長期的な取り組みが必要である。

本調査の結果、日本の中小企業・自営業者に適用できると考えられるものは以下のとおりである。

a. 労働安全衛生法の補完、パッケージ化

業種ごとに、「これを守ればほぼ労働安全衛生法を守ることになる」というパッケージを作成し、全てを参照しなくても良いようにする。「シックスパック規則」が参考になる。

b. 用途によって規則の適用基準を変える

「爆発物に関する指針」がわかりやすい(pp.29～)。規則をサポートする指針を複数のレベルに分割し、用途によって推奨する基準を変えている。一枚岩的に同じガイドラインを勧めるのではなく、用途によって細かく基準を設定されたものはわかりやすい。

今後、日本の労働災害の防止を進めていくうえで、企業の大多数を占める中小企業・自営業者に向けた法整備は必須になっていくであろう。その際に、ただ不必要的法律を廃止・結合するのではなく、一つの法律がどのレベル（リスクレベルや事業規模等）の企業にどの程度必要なのか、義務なのか自主的なものなのかなど、わかりやすい形で出していくことが必要となる。イギリスでは、膨大な法律を改正・廃止・結合することに加え、これらの作業が丹念に行われている。また、事業ごとに法律をパッケージ化する等、枝葉に分けて結合する取り組みも評価できる。

本調査によりみえてきたものは、大切なのは法律を簡易化・簡素化したその先の取り組みであるということだ。簡易化・簡素化だけでは、中小企業・個人事業主にとってアクセスしやすい法律にはならない。その法律を守るべきは誰なのか。自分たちが当事者であれば、その法律をどこまで守るべきなのか。そこまで整備して初めて、法律の簡易化・簡素化が労働災害防止につながると考えられる。

5. 労働安全衛生行政による中小企業の指導（建設業の事例）

（労働安全衛生行政による建設業における中小企業の指導に関する通達）

労働安全衛生行政は、1963年に開始した新産業災害防止総合5か年計画（計画年度：1963年度～1967年度）で建設業を重点業種に定めて以来、その後、今日まで5年ごとに策定された労働災害防止計画のほとんどにおいて建設業を重点業種と位置づけている²²⁾。

労働安全衛生行政は、建設業の労働災害防止対策の基本方針として、工事現場における元事業者による統括管理の実施、関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を基本に、工事現場を管理する本店等の間接部門が的確に指導・援助を行うとともに、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者、労働安全衛生行政が一体となって総合的に推進することを掲げている²³⁾。

現状、建設業への指導は、この基本方針の下、労働基準局長通達「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」（2007年3月22日付、都道府県労働局長宛）²³⁾に基

づいている。本通達では、「建設業における総合的労働災害防止対策」²⁴⁾により労働災害防止対策を推進するとし、事業者を含めた実施主体別（事業者、建災防、総合工事業団体、専門工事業団体、発注者）の要求・要請事項が表3のとおり定められている。

このうち、事業者においては、中小建設業者の施工がほとんどを占める小規模の上下水道等の建設工事の重点事項として、①安全衛生管理の充実（a.作業主任者の直接指揮による作業の実施（掘削及び土止め支保工組立作業）、b.元請業者が推進主体となり、発注者、関係団体の協力を得て、下請業者に対し作業員を安全講習会等に参加させること）、②災害防止対策の重点事項（重機関連災害、土砂崩壊災害、自動車等による災害の防止）が求められている。それに対し、労働安全衛生行政は、事業者が的確に労働災害防止対策を実施するよう必要な指導等を行うとともに、建災防、関係業界団体、発注者それぞれの役割に応じ、適切な措置が実施されるよう必要な指導・要請等を行うと定められている。

表3 建設業における安全衛生管理の実施主体別要求・要請事項

実施主体	要求・要請事項
事業者	<p>事業者が講すべき措置の基本事項は、①工事の計画段階における安全衛生の確保、②安全衛生管理体制の整備等、③工事用機械設備に係る安全性の確保、④適切な方法による作業の実施、⑤安全衛生教育等の推進、⑥労働衛生対策の徹底、⑦建設業附属寄宿舎、⑧出稼労働者の労働条件確保の8項目。</p> <p>また、建設工事別に①ずい道建設工事、②橋梁建設工事、③道路建設工事、④小規模の上下水道等の建設工事等、全12工事の重点事項が定められている。</p> <p>このうち、小規模の上下水道等の建設工事の重点事項は、①安全衛生管理の充実（a.作業主任者の直接指揮による作業の実施（掘削及び土止め支保工組立作業）、b.元請業者が推進主体となり、発注者、関係団体の協力を得て、下請業者に対し作業員を安全講習会等に参加させること）、②災害防止対策の重点事項（重機関連災害、土砂崩壊災害、自動車等による災害の防止）である。</p> <p>これらの措置の確実な実施及び自主的な安全衛生活動の推進のため、危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施に努め、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進し、組織的かつ体系的に安全衛生水準の向上を図ることなどが求められている。</p>
建災防	労働災害防止に関する長期的な事業計画の策定、各種情報の分析・提供、調査研究活動の推進、安全衛生教育の充実、広報活動の推進、安全衛生診断、安全衛生相談等事業者に対する支援事業の実施等、事業者の労働災害防止対策の推進に対する必要な指導・援助を主体的に行い、また、危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施、労働安全衛生マネジメントシステム導入の促進等が要請されている。
総合工事業団体	建災防との連携の下、各種工法、工事用機械設備等に対し安全性の確保に関する自主的基準の設定及び周知並びに安全衛生意識の高揚のための諸活動の企画・実施、危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施、労働安全衛生マネジメントシステム導入の促進等が要請されている。
専門工事業団体	建災防との連携の下、安全衛生意識の高揚のための活動、それぞれの専門職種に応じた安全作業マニュアル等の作成・普及、安全パトロール、安全衛生教育

	等の実施、危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施、労働安全衛生マネジメントシステム導入の促進等が要請されている。
発注者	計画段階における安全衛生の確保とともに、施工時の安全衛生の確保に配慮し、労働安全衛生マネジメントシステム等自主的な安全衛生活動の取り組みを評価する仕組みの導入等、事業者が積極的に安全衛生管理を展開するような環境づくりが要請されている。

資料：厚生労働省「建設業における総合的労働災害防止対策」

（上の通達に基づく小規模建設工事等工事規模別の指導に関する通達）

この通達を受け、労働安全衛生部各課長連名通達「建設業における総合的労働災害防止対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」（同日付、都道府県労働局長宛）²⁵⁾が発出されているが、そこには、労働安全衛生行政における監督指導、個別指導等の具体的進め方が建設工事の規模別に示されている。具体的には、①超大規模建設工事（規模が特に大きく、かつ労働安全衛生行政上、特に注目を要すると認められる建設工事として厚生労働本省から指示があるもの）、②大規模建設工事（労働安全衛生法第15条により統括安全衛生責任者の選任が義務づけられた建設工事（一部の建設工事を除き、労働者50人以上））、③中規模建設工事（大手建設業者が元請の中規模建設工事（①、②、④以外））、及び地場建設業者が元請の中規模建設工事）、④小規模建設工事に区分されている（図5）。

この中で、④小規模建設工事は、a.上下水道工事等、b.木造家屋等低層住宅建築工事が示され、このうち、a.上下水道工事等では、対策推進上の着眼点として、「上下水道、電気通信施設、ガス供給施設等の工事については、一般的に安全衛生に関する知識等が十分でない中小建設業者が施工することが多く、工事現場単位で安全衛生管理を遂行することが困難な場合が多くみられるため、施工業者単位で各工事現場について一元的に安全衛生管理を行う体制整備が行われるよう指導を行うこと」と示されている。

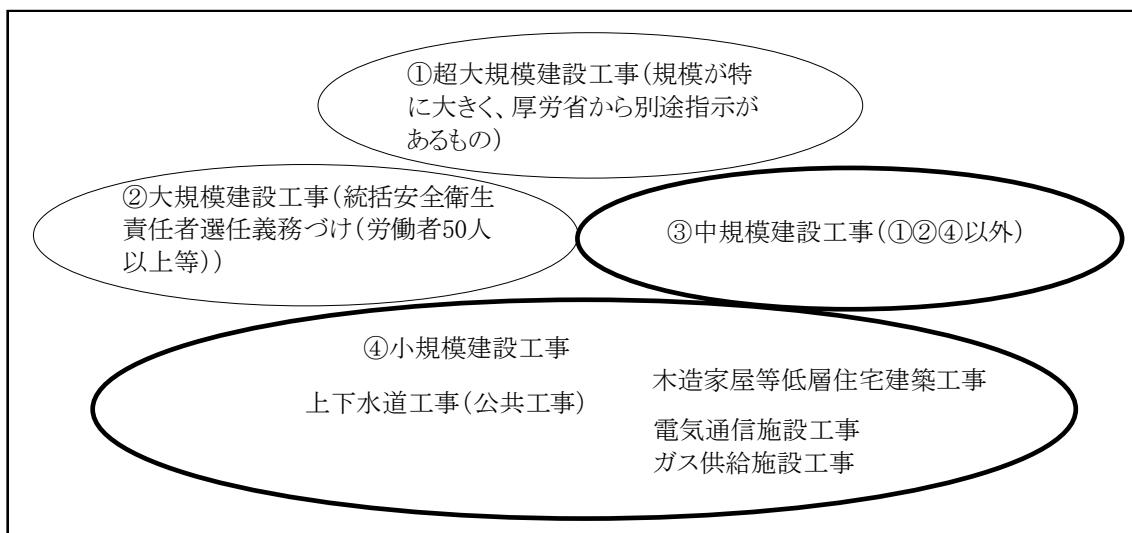


図5 建設工事の規模別指導区分

また、指導の留意点には、①発注者の協力を得て、工事発注状況を把握し、パトロール方針により効果的に実施すること、②集団指導等により経営者等の安全衛生意識の高揚を図ること、③災害多発業者の経営者等を招集し、災害事例発表、安全衛生改善対策の検討等を内容とする集団指導を実施するとともに、危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメント）の実施も指導すること、④小規模掘削工事に当たっては、「土止め先行工法に関するガイドラインの策定について」に基づき指導することなどが示されている。

（労働安全衛生行政、専門工事業団体、公共工事発注者が一体となった支援・指導の必要性）

労働安全衛生行政は、このような行政通達に基づく指導を行い、そこには、建災防、関係業界団体、発注者と一体となり総合的に推進することが定められている。中小建設業者の施工がほとんどを占める小規模な上下水道工事等であれば、関係業界団体は専門工事業団体、発注者は公共工事発注者が主たる対象となる。今後、建設業の労働災害の更なる減少に向か、安全活動の推進力が弱く、建災防非会員であり、民間の安全コンサルタント等、外部からの対価を伴う支援を受けることが難しい中小建設業者に対し、労働安全衛生行政、専門工事業団体、公共工事発注者が一体となった公的支援・指導が求められる。

（小規模建設工事における指導上の課題）

小規模建設工事（上下水道、木造家屋等低層住宅、電気通信施設、ガス供給施設等）では、適用事業報告や特定元方事業報告、足場等設置届等提出のないものがほとんどである。このため、工事関連情報の収集が難しく、個別の監督指導として指導計画に盛り込まれることはほとんどない。

上下水道等の公共工事は、発注者に呼び掛けて合同パトロールを実施しているところもあるが、労働基準監督署の管轄によっては、複数の市町村にまたがるケースや複数の部署にまたがるケースもあり、日程調整等が難しいことや、実際に同行する発注者側の労働災害防止意識が高くないケースがあるなどの問題もあり、十分な効果を上げているとはいえない。

上下水道、電気通信施設、ガス供給施設等の維持・修繕工事は、不定期で行われることが多く、予め指導計画に盛り込むことは難しい。ただ、監督官が別の目的での外出中に、これらの工事を見かけた際、必要に応じ監督指導するケースはある。木造家屋等低層住宅建築工事も同様に工事の存在を知ることが難しく、死傷病報告が提出され初めてその工事の存在を知ることが多い。ただ、死傷病報告が提出された時には、既に工事が完了していることもあり、適切な指導が行われているとはいえない。

6. イギリスにおける中小企業問題への対応

欧米諸国を見ても、中小企業向けの労働安全衛生法を別立てで成立させている国は見受けられない。

イギリスでは、表4のようなやり方で、実質的に中小零細・自営業者の法律遵守を促して

いる。

表4 イギリスにおける中小零細・自営業者の法律遵守促進策

- | |
|--|
| ①労働安全衛生法（規則、指針）を簡易化し、中小企業の法遵守を容易にする |
| ②労働安全衛生法（規則、指針）で求められる事務手続きを簡素化し、中小企業の負担を軽くする |

元来、イギリスは「法律遵守型」と呼ばれ、事業者が法律を守らなかつた場合に厳しい罰則を課すタイプの法律体系をとっていた。しかし、法律遵守型は、事業者が自主的にリスクを除去・減少させようとするものではなく、労働災害や問題が起こるたび法律を増やさざるを得ず、結果として膨大で複雑な法律となつていった。その問題に対して、イギリスは上記①、②を実践することにより、中小零細企業・自営業者でも法律にアクセスしやすいシステムを作ってきた。

①労働安全衛生法（規則、指針）を簡易化し、中小企業の法遵守を容易にする

重複、時代遅れ、不要な法律が膨大な分量になり、マンパワーとコストが限られている中小零細企業や自営業者には大変な負担となつていていた。イギリスでは、これらの企業が無理なく法律にアクセスできるよう、ローベンス、ロフステッド、ヤング等の有識者による提言などを取り入れながら、煩雑な法体系を整理していった。

②安全衛生法（規則、指針）で求められる事務手続きを簡素化し、中小企業の負担を軽くする

膨大な法律を遵守するためには、煩雑な事務手続きを行わなければならず、それが輪をかけて中小・零細企業や自営業者の法律へのアクセスを難しくしていった。法的遵守の手続きが煩雑なことにより、政府もコストがかかり、企業側もコストがかかるという誰にもメリットのない構造となつていていた。それを改革するため、イギリスは国家主導で、コストがかかる法律遵守のための手続きを洗い出し、定義の明確化や規制の緩和を行うことで、コストカットに成功した。これは中小零細企業・自営業者にとってもコスト削減に繋がるため、win-winな政策といえる。

労働安全衛生の根幹ともいえる労働安全衛生法及び関連規則を結合、簡易化・簡素化することは非常に難しい仕事である。特に、建設業を含むリスクの高い産業に関わる法律・規則を安易に削除してしまえば、取返しがつかないことになる可能性がある。イギリスは果たして、どのようにしてこの難題に答えを出してきたのか。

6-1では、煩雑化し、膨大に膨れ上がつたイギリスの法律が、企業（特に中小零細企業）にとって大きな負担となっていることに対し、ロフステッド教授やヤング卿が提案した法律（規則）の簡易化案及び、その提案に政府がどこまで対応し、規則を改廃したのかを整理した。労働安全衛生について妥協することなく、法律（規則）を簡素化していくためにはど

うしたら良いか。また、改廃の結果として残った、現在の規則一覧についても掲載した。

6-2では、労働安全衛生法（規則）の煩雑化に伴う事務手続きの増加がイギリス政府の財政を圧迫し、さらには中小企業の法律遵守を難しくしている点に触れ、政府が主導で取り組んだ法律の簡素化とそれに伴う事務手続きの簡素化の過程について紹介する。

特に、ロフステッド教授に提言を受けて2005年～2010年の間に実施された「行政負担軽減プログラム（The Administrative Burden Reduction Programme : ABRP）」は、事務手続きのコスト削減と簡素化に貢献している。

6-1 イギリスの法律の簡易化・簡素化の経緯

（1）イギリスの法体系

イギリスの労働安全衛生法は、19世紀前半に制定された「工場法」（Factory Acts）から流れをくみ、労働災害防止措置を講ずることを怠った事業者に厳しい罰則を課すものである。これは「法規遵守型」と呼ばれる労働災害防止対策であり、労働災害防止に大きな役割を果たした反面、労働安全衛生関係法令が細分化して膨大となり（8つの法律+500以上の規則類）、後にEUが提唱する「中小企業の労働安全衛生施策」を実施するうえで足かせとなつた。また、この膨大な労働安全衛生法令により、事業者による自主的な安全衛生活動がしづらくなつた。このため、政府は「法律では原則的な規定を置き、それを補完する規則や実施準則を設ける」ことを基本とした労働安全衛生対策を導入した²⁶⁾。イギリスの法体系をまとめると表5のようになる。

表5 イギリスの法体系

EU法	
労働安全衛生法	
法を補完する規定	指針(Guidance)
	規則(Regulations)
	実施準則(Approved Code of Practice: ACOP)

イギリスでは、労働安全衛生法の煩雑さと膨大な分量が問題視され、さまざまな専門家の提言を受けながら法律の簡易化・簡素化と組織の一元化に取り組んできた。

ここでは、各専門家の提言と、それに伴う法律・規則の改廃の変遷について説明する。大きくは図6のとおりである。

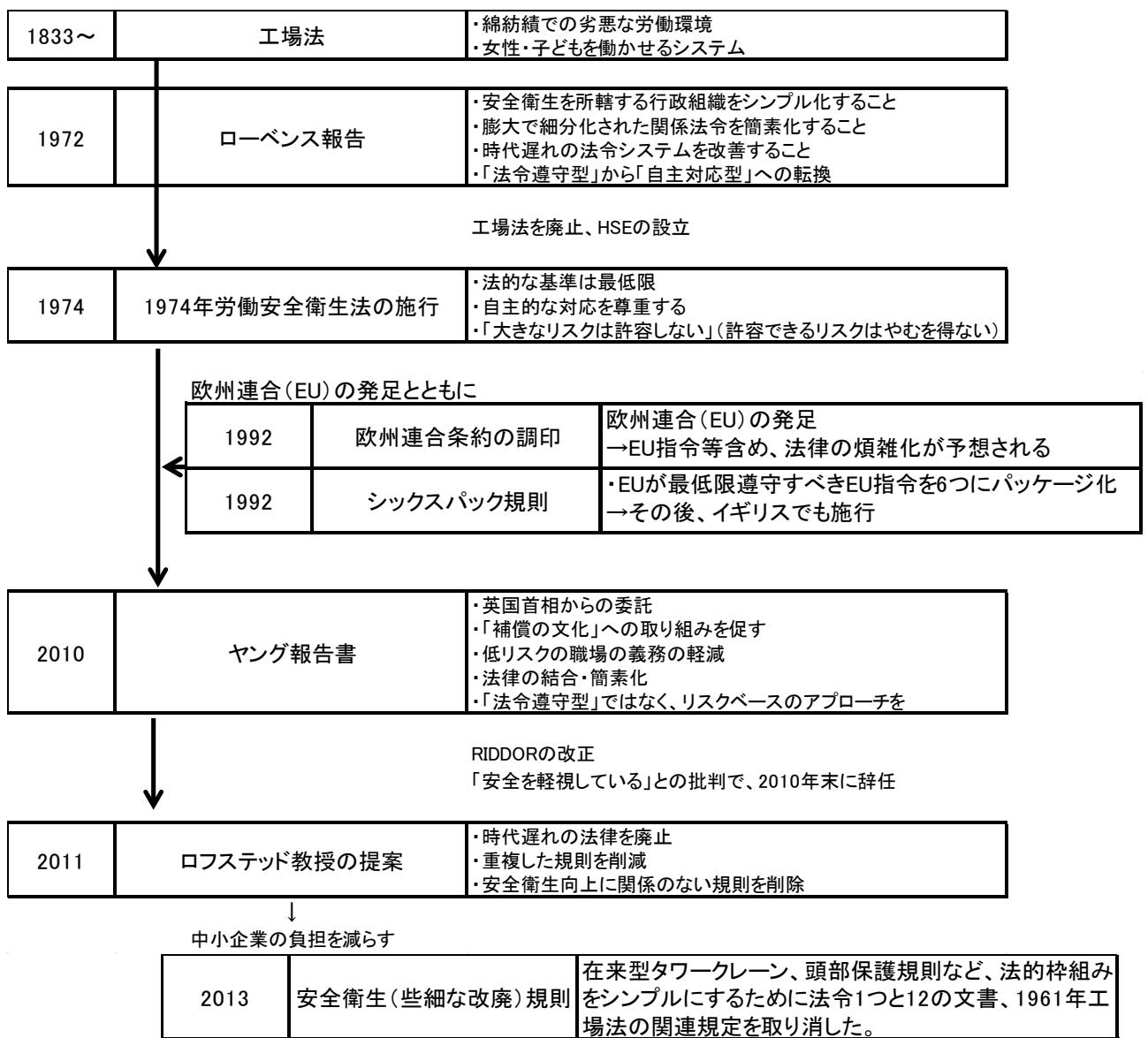


図6 専門家の提言と法律・規則の改廃等の流れ

(2) ローベンス報告 (1972) と労働安全衛生法 (1974)

イギリスの労働安全衛生法が制定されたのは 1974 年であり、これがイギリスの労働安全の中核を為す法律として現在も受け継がれている。この法律が制定される前は、19 世紀前半に制定された工場法 (Factory Acts) がメインの法律であった。工場法は、当時のイギリスは綿紡績工場で働く児童／若年労働者の労働環境が劣悪であり、労働者の年齢、労働時間、労働環境等を規制する目的で制定された。工場法の流れを受け継ぐ形で 1974 年労働安全衛生法が制定される際に、1972 年にイギリスの雇用省に提出されたローベンス報告の勧告が取り入れられた。ローベンス報告での改善を求める提言は、以下の点に言及している。

- ・安全衛生問題を所管するあまりにも細分化された行政組織 (8 省庁に分かれていた)
- ・膨大で細分化されすぎた関係法令 (8 つの法律、500 以上にものぼる規則類)

- ・細分化された法律、規則に依拠し過ぎて、事業者の責任や自主性、自発的な取組みが軽視される結果となっている。

- ・細分化され過ぎた行政組織、法令等が要因となって、人的、組織的な要因等が十分には考慮されず、技術革新への速やかな対応ができるシステムになっていない。

労働安全衛生関係法令の簡易化・簡素化についての言及はもとより、それまで「法規遵守型」と言われていた形（事業者に法的な義務を課し、遵守することを厳しく求めること。違反した場合には罰則を課す）に問題意識を持ち、「自主対応型」（例：リスクアセスメント）を取り入れていけるよう法改正を促した。

（3）シックスパック規則（1992）

1992年に欧州連合（EU）が発足し、これにより、欧州指令等が加わる影響で、イギリス国内の法律がさらに煩雑化することが予想された。これを受け、同年、EU指令と1974年イギリス労働安全衛生法を遵守し、労働災害を防止するため、EUがEU指令を6つにまとめた「シックスパック規則（"Six Pack" Regulations）」を発効した²⁷⁾。はじめは欧州委員会が発効し、その後、イギリスでも施行された。シックスパック規則の指令は以下のとおりである²⁸⁾（作業設備の設置と使用規則（1998）、職場における安全衛生管理規則（1999）は、1992年に制定された規則の改定版である）。

① 職場における安全衛生規則（1999）

- ・雇用主は、従業員の年齢や経験などを考慮し重大なリスクを見積もる義務がある。

② 作業設備の設置と使用規則（1998）

- ・作業設備は意図された目的に適したものである
- ・作業設備は適切に維持されなければならない
- ・雇用主は、使用している機器・設備について、正しい使用方法についての情報、指示、教育訓練を行わなければならない
- ・機器の使用に特定のリスク（あるいはメンテナンス、改造、修繕の必要）がある場合、それは特定の訓練を受けた労働者が行わなければならない
- ・雇用主は、機械の危険なところには人が立ち入らないようにし、物品、物質、ガス、液体、粉塵などの排出、過熱、火災、爆発、機器の部品の倒壊、極端な高温や極端な低温から表面を保護する
- ・雇用主は、すべての制御装置が安全に使用でき、かつ明確にわかるようにする。特に、非常停止を含む制御は、安全衛生を守るよう設計されなければならない
- ・全ての機械は電源を切ることができるようにする
- ・機器、プラント等は、必要に応じて、クランプ等で安定させなければならない
- ・設備や機械等を安全に使用するのに十分な照度が必要である

③ディスプレイ装置安全衛生規則（1992）

PC の使用を対象とした規則。従業員は、スクリーンを使用する場合は休憩をとることが許可されなければならない。また、雇用主は従業員に対して視力検査を行う義務がある。視力が思わしくなかった場合は、眼鏡やコンタクトレンズの費用を雇用主が負担する。

④ マニュアル操作取扱規則（1992）

雇用主は、怪我をするリスクを伴う手作業（マニュアル操作）を行わないよう努める。やむを得ず行う場合は、リスクを評価し、リスク低減措置を講じる。

⑤ 職場（安全衛生及び福祉）規則（1992）

施設と敷地の維持管理について定めた規則である。具体的には表 6 のとおりである。

表 6 職場規則の対象

Maintenance	メンテナンス
Ventilation	換気
Temperature	温度
Lighting	照明
Cleanliness	清潔
Space and room size	空間の広さ
Workstations	PC
Seating must be provided for each person doing that work.	業務中の従業員全員に座る場所を確保すること
Floors	床
Falls – precautions should be taken to prevent people from falling	転倒—労働者が転倒しないよう対策を講じること
Windows; construction and use	窓（構造と使用）
Traffic routes	交通路
Doors and gates	ドアと門
Escalators	エスカレーター
Sanitary conveniences	トイレ
Washing facilities	手洗い場
Drinking water	水飲み場
Clothing	衣類
Rest and meals	休憩場・食堂

⑥ 職場における個人用保護具規則（1992）

- ・雇用主は、他の方法によってリスクの管理や除去が叶わない場合には、適切な個人用保護具を提供しなければならない
- ・個人用保護具は、関わってくるリスクと、行う作業に合ったものでなければならない
- ・複数の個人用保護具を着用しなければならない場合、それらは両立するものであり、同時に着用したときに効果があるようにしなければならない
- ・雇用主は、個人用保護具を購入する前にリスクアセスメントを実施し、他の方法によってリスクがコントロールできないか確認し、そのリスクをコントロールするのに個人用保護具が最適なのかを確認する
- ・個人用保護具は、点検・修繕を行い良好な状態を保ち、必要に応じ洗浄または交換を行う

- ・雇用主は、使用しない個人用保護具の保管場所を準備しておく
- ・雇用主は従業員に対して、個人用保護具を使わなかった場合のリスク、個人用保護具を維持するために従業員が取るべき手順について、情報、指示、教育の提供を行う
- ・雇用主は、提供された個人用保護具が適切に使用されているかを確認するための措置を実施すること。保護具を提供するだけではなく、必ず使用する
- ・従業員は指示通りに個人用保護具を使用し、なくしたり明らかに欠陥があつたりするなどの場合は雇用主に必ず報告する

メインの規則である「職場における労働安全衛生管理（1999）」は”Management Regs”¹としてよく知られている。この規則によって、各職場で安全な状態を保つために、リスクアセスメントを実施することを雇用者の法的義務として課しており、今日の安全衛生アプローチに繋がる規則となった。Management Regs 以外の法律でも、暖房、照明、換気、パソコンのディスプレイ、キーボード、重量のある荷物、休憩時間、個人用保護具などの幅広い分野をカバーしている。シックスパック規則に違反して労災事故が発生した場合、それは雇用主の責任として追及される。

シックスパック規則を受け、企業側は、工程に手を加えたり修正したりするよりは、安全教育を取り入れるケースが多くなった。

（4）ヤング報告書（2010）

a. ヤング報告書作成の背景

イギリスの労働安全衛生の法律の簡易化・簡素化に大きな影響を与えた提言として、ロフステッド教授とロード・ヤング卿がいる。彼らは当時の英国首相から委託され、2010年～2015年安全衛生に関する報告書「Common Sense - Common Safety」を発表した。この報告書は、安全衛生の適用について改善を促し、補償の文化（compensation culture）に取り組むことを目的として書かれた²⁹⁾。

ヤング報告書の執筆を委託した当時の英国首相（キャメロン）は、本報告書の目的を表7のように述べている³⁰⁾。

表7 ヤング報告書作成の目的（英国首相コメント）

労働安全衛生は重要であるにも関わらず、多くの場合、大きなリスクから人々を守るよう意図して作られた優れた法律は、リスクがどれほど低いとしても全ての命を守ることができるように、不適切に拡大されている。

その結果、労働安全衛生が高く評価されるどころか、世の中から見た安全衛生の地位は

¹ Management Regulations の略称。「管理規制」のこと。

かつてないほど低くなっている。メディアは、正しいことをしようとする人々や、強大な社会を作ることに力を注ぐ組織を邪魔しようとする官僚主義ばかりを報じる。その結果、企業は官僚主義、混乱、そして些細な事故で訴えられる恐怖で動けなくなっている。

損害補償の文化が生まれ、人々はまるで自分の行動に対する個人的な責任から逃れることができるかのようになってしまった。

このままではいけない。だからこそ、私はロード・ヤング卿にこのレビューを作成するよう依頼した。労働安全衛生に「常識（コモンセンス）」を取り戻そうと思ったのだ。

この報告書がターニングポイントとなることを願っている。ヤング卿は、政府が全面的に支援する広範囲に及ぶ将来的にも影響のある提案を行ってきた。我々は、クレーム管理会社のプロモーション活動と、それらが永遠に続くことに加担する補償の文化を縮小しようと考えている。

また、ボランティア活動の妨げになったり、よその子供たちを助けるのをやめさせたり、警察や消防の勇敢な行動に罰則を与えるような無意味な規則を廃止する。

このような規則の代わりに、より必要とされる規則に目を向ける。官僚的ではなく、均整の取れた新しい規則。大人を大人らしく扱い、常識と信頼を取り戻す。

今、我々はこの報告に従って行動を起こす必要があり、これらの重要な課題について、ヤング卿が私のアドバイザーとして残り、報告書の提案事項を実施することに関心を示す全部門と協力することに合意が得られたことを喜ばしく思う。

b. ヤング報告書 概要

ヤング卿の提案の中で、法律の簡易化・簡素化に関わる部分（一部抜粋）を以下に示す。

①補償の文化

- ・傷害の場合、請求手続きを簡素化する。
- ・少額の医療過失請求をカバーできないか可能性を探る。

②リスクの低い職場

- ・オフィス、教室、店舗などの低リスクの職場のリスクアセスメント手順を簡素化する。
HSEは、リスクの低い職場用に、簡単でインタラクティブなリスクアセスメント手順を作成し、ウェブサイトで利用できるようにする必要がある。

- ・HSE は、低リスクの環境で操業している企業が、自分たちが規則に準拠していることを確認・記録することができるよう、定期的にチェックリストを作成し、好事例についてはオンラインでデモンストレーションを行う必要がある。
- ・HSE は、自発的に安全活動を行う組織向けに、チェックリストを作成する。
- ・雇用主は、低リスク環境の在宅勤務をしている従業員のリスクアセスメントを免除する。
- ・低リスクの事業の個人事業主は、リスクアセスメントを免除する。

③保険

- ・保険会社は、低リスクの環境²で事業を行う企業に対し、労働安全衛生コンサルタントを雇わせ、リスクアセスメントを丸々実施することを要求することを改めるべきである。

④労働安全衛生関連の法律

- ・HSE は、低リスクの活動に従事する中小企業に対し、別個の指針を作成すべきである。
- ・現行の散らばった労働安全衛生規則を、使いやすいよう単一の規則に統合すべきである。

c. ヤング報告書（労働安全衛生法に関する提案）

1974 年に導入された労働安全衛生法は、ローベンス卿の提案を受け、規定的な法律は削除し、「1961 年工場法」や「1963 年事務所、店舗および鉄道施設法」を統合した。これにより、これまでバラバラだった検査官の安全衛生上の権限を 1 つの組織に統合し、HSE を設立した。HSE は以下のミッションを有する。

- ・職場の健康、安全、福祉を確保する
- ・仕事中ではない人を、業務で発生する安全衛生リスクから守る

労働安全衛生法は「合理的に実行可能な限り」という法的義務に関する文言があり、これにより、リスクとコンプライアンスとコストの両立を図ることが可能となる。また、HSE が ACOP という形で、実践的な指針を作成することも規定されている。HSE は 1974 年の法律とその他の関連規則に基づき、原子力施設、高リスク施設（化学、海洋、石油、ガス含む）、その他の高リスク作業（例：アスベストを扱う作業）など、リスクの高い活動を規制する責任を負う。これには、「1965 年 原子力設置法（改正）」、「1999 年 原子炉（廃止に向けての環境への影響の評価）規則」、「1999 年 重大災害危険の管理規則」、「2006 年 職場のアスベスト管理規則」も含まれる。

ヤング卿いわく、労働安全衛生法は非常に優れた法律であるが、法令遵守型³のアプローチを取っていたため、リスクベース（リスクを特定して分析するアプローチ）のアプローチを取ろうとしても、それを妨げることが多々あった。必要なのは、リスクベースで、それに基づき企業が独自のリスクアセスメントを行うことである。

² ここでいう「低リスク」とは、「オフィス」「教室」「小売店」等が定義されている。

³ 法令を遵守しなかった場合には罰則を加えることで、安全衛生を管理しようとするアプローチ。

ヤング卿は、労働安全衛生法については、フレームワークの大きな変更は必要ないと述べている（フレームワーク自体ではなく、法律の解釈・実施に改善を加える必要があるとしている）。

また、企業が労働安全衛生関係法に、よりアクセスしやすくする必要があるとしている。安全衛生の分野では、職場に存在し得るありとあらゆるリスクをカバーしようと、次々に法律や規則が制定された。その結果、企業はもはやどれとどれを組み合わせて対応すべきか理解できなくなっている。これは、中小企業にとって大変な重荷である。中小企業向けにもっとターゲットを絞った指針が必要である。特に、低リスクの中小企業には、準則の下に、別個の指針を作成すべきである。

よって、現在の「垂れ流し」状態の労働安全衛生規則を、企業がアクセスしやすい単純なものに統合していくことを推奨する。また、統合は、労働安全衛生法の原則（principles）に基づき構成し、リスクの大きさに見合った対応を反映するようにする。

これまで、リスクの高い環境に対する規則が、リスクの低い活動や事業にまで満遍なく適用されていた。これは EU の法律でも顕著であった。リスクの大きさに見合った形で規則を適用するのではなく、慣例的に規則を課すやり方を取っていた。EU 法の追加要件により、特に中小企業に関連した労働安全衛生規則の柔軟性が失われ、リスクを減らすのではなく、過度な負担を増加させただけの結果となった。

d. ヤング報告書を受けて

ヤング卿の報告書はメディアで注目を集め、作成を委託したキャメロン首相も、内閣府は全ての提案を受け入れるとした。しかし、建設業、流通業、技術者組合 UCATT（Union of Construction, Allied Trades and Technicians）は、ヤング卿に対し「職場の安全を軽視している」と批判した（その結果、ヤング卿は、2010 年末をもって、政府の安全衛生アドバイザーを辞任した）。しかしながら、HSE は、ヤング卿の報告書の提案の実施を先導し、ワーキンググループを設置した。2012 年 4 月、RIDDOR が改正され、従業員が 7 日間傷病休暇を取った場合にのみ報告の要件が適用されるよう、規則が緩和された³¹⁾。

（5）ロフステッド教授の提案（2011）

1974 年、労働安全衛生法（The Health and Safety at Work etc. Act 1974）の導入以来、イギリスは世界でも最高レベルの安全衛生を確立してきた。ただ、まだ課題が多い。2011～2012 年の間に労働災害で死亡した労働者は 173 人で、さらに 11 万 1 千人の労働者が負傷し、推定 180 万人はなんらか業務が原因で疾病に罹っている。これらの統計には、労働者本人しか含まれていないが、本人のみならず労働者の家族の多大な苦痛と損失、そしてイギリス経済への巨額のコスト損失もある。

HSE は、労働災害の予防という課題に取り組むだけではなく、安全衛生システムの改革のためにも尽力している。また、原子力発電を含む、国の運営に不可欠なハイリスク産業の

安全な操業を管理する規制当局でもある。HSE は安全衛生システムを効率化するために、以下のような作業を行い、法律や指針のフレームワークを簡易化・簡素化した。

- ・時代遅れの法律を廃止
- ・重複した規制を削減
- ・労働安全衛生の成果に向上に関わらない規制要を削除

この際、イギリスの法制の簡易化・簡素化に大きな影響を与えたのが、ロフステッド(Ragnar Løfstedt) 教授の報告書「すべての人のための安全衛生を取り戻す：労働安全衛生法制の独自レビュー」³²⁾である。2011年11月に発表されたもので、イギリスの労働安全衛生システムを抜本的に改革する政府の計画の一環として、イギリスのクリス・グレイリング雇用大臣から委託されたものである。イギリスの企業（特に中小企業）の負担を軽減できるよう、労働安全衛生法を簡易化・簡素化により結合したり、あるいは削減したりする方法を検討したもので、作成段階で、労働者、政府機関、学識者、専門家の意見を反映させている。

a. ロフステッド提案の方針

ロフステッドが、その提案で示した具体的な方針は以下のとおりである³³⁾。

ロフステッド教授は、労働安全衛生規則を大きく3つのタイプに分けた。一つ目は、多くの職場に適用される一般的な管理規則。二つ目は多くの職場に適用される危険関連規則、そして三つ目は特定かつ複雑な活動のみに適用されるその他の規則である。ロフステッド教授は、労働安全衛生法の簡易化に向けて、表8のような図を使い、取るべきアプローチを説明している。

表8 ロフステッド教授の提案したアプローチ

1974年 職場の労働安全衛生法		
管理規則	危険特定規則	活動または工程に特化した規則
優れた安全衛生管理のための一般的な要求事項。 例：職場の安全衛生管理規則（能力、情報、教育、義務保有者との協力関係）	全ての作業環境に適用される、危険に特化した規則。 例：高所作業規則 狭溢空間作業規則 機器の使用に関する規則 電気 マニュアル操作 化学物質と生物学的物質の規制 騒音と振動	特定の工程または複雑な活動にのみ適用される規則。多くの場合、義務保有者がどうすべきかを指示するようなアプローチを取っており、許可を与える意味合いもある。 例：アスベスト資格 建設設計管理 ガスの安全と管理 沿岸の安全 石油とガス 主要災害の管理 圧力システム
職場の安全衛生（安全と福祉）規則		
応急処置など	など	

		パイプラインの安全 ボアホール操作 など
実施準則（Approved Code of Practice: ACOP）		
情報、助言、調査、基準など		

さらに、結合に関して、ロフステッドが提案した方針は、大きく分けて表9のように4つに分けられる。

表9 ロフステッド教授の提案した結合の方針

結合について

方針①	全ての規則を一つの規制に包括的に統合する
方針②	同じ名称の規則(例えば、リスクアセスメントの実施、情報や訓練の提供など)をまとめる
方針③	テーマ(例えば、一般的な管理の話や、ハザード別等)別にまとめる
方針④	関連するトピック同士を結合して一つの規則にする

b. ステークホルダーの反応

ロフステッドの提案について、ステークホルダーたちはこう述べている。

「新しい規制をまた読み込むことが必要であり、そこには新たなコストが発生する。規則よりも指針（ガイダンス）のほうを重宝する傾向のある中小企業にとっては影響が少ないかもしれないが、いくつもの規制を結合することで、一部の企業にとって関係する義務を検討しなければならない可能性もある。また、規制の統合にはかなりの時間を要すると思われる」

「包括的な規則を作る」という、ロフステッド教授の方針①については否定的な意見が多くかった。

BCCは、規則を減らし、それに伴う官僚主義的な傾向を撤廃することにより、法律が効果的に作用することになると好意的な意見を表明した。

c. セクターごとに規則を結合

規則を結合して包括的な規則を作るということに対し否定的な意見が多くかったことを受け、ロフステッド教授は「セクターごとに規則を結合する」ことを提案した。

数十年かけ規制の量は減少したもの（35年前に比べて安全衛生規制が46%削減）、多くのステークホルダーは、膨大な数の規制が業務に障害となるという見解を表明している。BCCは、大量の法規制を統合し、簡易化・簡素化することによって、企業のコンプライアンスの負担が大幅に緩和されるという見解を示した。

特定セクターごとに規制を統合することにより、

- ・規制が最新の業務慣行を反映したものかがわかる
- ・不必要的装飾がされていないかわかる
- ・規則の重複等を減らし簡易化・簡素化が可能

セクターごとの統合によりコスト削減ができ、かつ安全性が今までどおり保たれるとHSEが判断したものは、爆発物の他、鉱山、遺伝子組み換え、殺生物剤、石油等がある
(詳細は pp.29~pp.34) ⁴。

d. 現代的ではない法律廃止

イギリスの法律の中には、現代的な文脈で考えて、既に時代遅れのものが多数存在していた。ロフステッド教授は、その時代遅れな法律を廃止することを提案した。ロフステッド教授が廃止を求めた規則は、具体的には以下のとおりである。

- ・セルロイドと映写機映画法令 1922
- ・セルロイドと映写機映画法令 1922 (改廃) 規則 1980
- ・セルロイドと映写機映画法令 1922 (適用除外) 規則 1980
- ・建築 (頭部保護) 規則 1989 → 後に定められた「職場における個人用保護具規則」と同等の内容であるため

その他、ロフステッド教授の提案を受けて改廃・変更された法則を表 10 に示す³⁴⁾。

表 10 ロフステッド教授の提案と実施

ロフステッド報告での提案	提案を実際に反映させた部分
規制のフレームワークを簡易化するよう、不要な規制を廃止し、冗長な規制を整理	HSE は、法規制を全面的に見直し。安全衛生規制の約 84%を改廃(結合含む)することを目標とする。さらに、法規制全体を 50%の削減を目指す。
HSE がセクター別に法律を結合し、単純化する	①殺生物剤 2013 年 9 月 1 日 「EU 殺生物性製品規則 2013(The Biocidal Products and Chemicals (Appointment of Authorities and Enforcement) Regulations 2013)」が施行された。これにより、殺生物性剤及び有害化学物質に関する欧州の様々な法律の施行及び国内当局の任命に関する 7 つの法定文書の規定が統合された。 ② 爆発物

⁴ 判断の基準について書かれた資料はなかったが、主要なステークホルダーと緊密に連携し、結合に伴って、安全性に問題が生じないか慎重に検討している。(“Reclaiming health and safety for all: An independent review of health and safety legislation” p. 72 より)

	<p>2014年10月1日に「爆発物及びアセチレンの規則 (The new Explosives and Acetylene Regulations)」という新しい規則が施行された。この規則により、イギリスの爆発物の法的なフレームワークが統合され、近代的な文脈に書き換えられた。この規則をサポートする指針（ガイダンス）も併せて書き換えられ、近代的かつ簡潔な指針となった。指針は3レベルに分けられており、職場のリスクレベルによって異なる行動を推奨している。（詳細は pp.29～pp.31）</p> <p>③ 遺伝子操作生物</p> <p>2014年10月1日に「遺伝子操作生物（含有物使用）規則 2014 (The Genetically Modified Organisms (Contained Use) Regulations 2014)」が新たに施行。これにより、4つの規則を1つに統合した。新しい規則は、職場のリスクレベルに応じた規制をかけており、現代の作業慣行や技術を考慮にいれ、柔軟なアプローチを提案。この規則は、イギリスのバイオ企業が、EUの企業との競争で不利な立場にはならないよう設計されている。また、この規則をサポートする指針も同時に改定。</p> <p>（詳細は pp.34～pp.35 参照）</p>
HSE がセクター別に法律を結合し、単純化する（続き）	<p>④ 鉱山規則</p> <p>現行のすべての鉱業関係の安全衛生法が見直しされ、2015年4月6日に单一の規則「鉱山規則 2014(The Mines Regulations 2014)」に置き換えられた。この規則をサポートする指針は一つだけ (L149) になり簡単化。特定のハザード及びリスクマネジメントに関する指針については、以前のものをそのまま引き継ぐ。また、鉱山での応急処置について書かれた ACOP(L43)についても、引き続き有効となる。（鉱山規則の細かな変更については pp.31～pp.32 ページ参照）</p> <p>⑤ 石油規則</p> <p>2014年10月1日、「石油（統合）規則 2014 (The Petroleum (Consolidation) Regulations 2014)」が施行。石油貯蔵に関する8つの法律を統合し、内容を近代的にアップデートした。HSEは、ウェブサイト上の石油関連の情報を更新、ウェブサイトの再設計を行い、ステークホルダーたちと協力して、石油貯蔵容器に関する指針を作成した。（石油規則の細かな変更については pp.32～33 ページを参照）</p>

	www.hse.gov.uk/fireandexplosion/petroleum.htm
HSE は、事業者に特定の義務を課す規制と、行政要件を定義する規制、または廃止・改正される規制を区別するため、ウェブサイト上の情報を再設計する	<p>HSE は、企業が安全衛生法についての情報を容易に見つけることができるよう、法律について書かれたページを再設計した。(2012年 12 月)</p> <p>www.hse.gov.uk/legislation/index.htm</p> <p>再設計されたページでは、規制が特定の義務を課しているところや、管理上の要件を定義しているところを明確にした。</p> <p>www.hse.gov.uk/legislation/statinstruments.htm</p> <p>今後も継続して見直しを行う。</p>
企業がコストや時間の削減ができ、かつ内容が明確に理解できるよう、中核となる安全衛生規則を統合する。HSE はそのための調査を行うこと。	<p>HSE は 2012 年 1 月にこの調査を外部委託。2012 年 12 月に公表。</p> <p>www.hse.gov.uk/legislation/consolidation-ofregulations.htm</p> <p>2013 年 1 月には、ステークホルダー会議と HSE 理事会の両方で、調査結果を議論。ロフスティッド報告では、指針と行為準則がメインで、個別具体的な基準としての規則の役割を最小限にとどめる方針が前面に打ち出された。HSE の調査の結果、指針や行為準則を改善／改定することによるベネフィットは、安全衛生規則を結合することを上回るものであるということが分かった。よって、安全衛生規則の結合と同時進行で、指針・行為準則の制定／改定も進めていった。</p>
労働安全衛生規則の施行	

<p>HSE は、</p> <p>i) すべての地方自治体に、高リスクの職場の安全衛生監査および法の遵守について指示する権限を与えるようにする。</p> <p>ii) 国内の複数の拠点における、主要機関として機能するようとする。</p>	<p>i) 地方自治体は、事業所全体の 50%を占めるオフィス、商店、レジャー活動などのリスクの低い分野での、安全衛生規則について責任を負う。また、HSE と地方自治体は、中小企業にアクセス可能な形の情報提供を積極的に行う。(詳細は pp.35) (「Good Health and Safety Good for Everyone」³⁵⁾ の「地方自治体」 pp.10 より)</p> <p>ii) HSE は近代的な規則へと切り替えていくうえで、中心的な役割を担う。(詳細は pp.35) (「Good Health and Safety Good for Everyone」の「HSE」 pp.7 より)</p>
<p>労働災害発生から 3 年以内に安全衛生訴訟を開始することを目標にして、関係者が一丸となって取り組むべきである。</p>	<p>この勧告は HSE だけにとどまらず、警察、検察局、地方自治体、検視官など複数の関係者に関わってくる。HSE は、「労働災害死亡事故の協定に関する全国連絡委員会（National Liaison Committee for the Work-related Death Protocol）」を通じて、死亡事故の調査完了までにかかる時間の短縮を進め、すべての調査を管理できるよう内部システムの変更を促した。今後も引き続きモニターしていく予定。</p>
<p>厳しい責任を課す規則を見直し、厳しい責任が絶対的に必要ではない場合には「合理的に実行可能」とするか、またはそれらの規則を違反した場合に民事責任が発生しないように改定すべきである。</p>	<p>2013 年 10 月 1 日に施行された「企業規制改革法(Enterprise and Regulatory Reform Act 2013)」の第 69 条に基づき、1974 年労働安全衛生法 (HSWA) 第 47 条「民事上の責任」³⁶⁾を改定。これにより、一般規定違反に基づく民事上の履行請求は原則として認められず、過失が証明できる場合にのみ、コモンロー（判例法）に基づいて提訴できることになる。「2013 年労働安全衛生法（民事責任）（例外）」も同日に施行され、妊娠中、産後、授乳中の労働者を、法定義務違反に対する民事上の責任から除外することを明記した³⁷⁾。</p>
<p>リスクについて社会はどう関わっていくか議論するため上院を招く。</p>	<p>2013 年 3 月、上院の全国連携委員会は、リスクの問題を検討し、リスクに関する議論に社会をどのように巻き込むかを検討する臨時の特別委員会へのプロポーザルを提出。検討委員会には多数の提案が寄せられたが、リスク委員会は選ばれなかった。</p>

<p>政府は、社会が職場のリスクについてもっと関心を持ってくれるよう働きかける。チーフ・サイエンティフィック・アドバイザーに要請し、専門家グループを招集する。</p>	<p>2012年11月21日、英国政府科学局は「政策立案者、一般市民、リスクの認識」と題したワークショップを開催した。これは、リスクとそれに対する私たちの対応がどのように政策に関する考えを形成するかを議論するために、政府、規制機関、企業、学術界の専門家が一堂に介した。ワークショップで得られた知見は、リスクの伝達に関する研究に活かされた。</p>
---	---

e. 提案を受けて行われた規則の結合と詳細

①爆発物に関する指針のレベル分類（参考：火薬類のガイダンス—レベル1～レベル3）³⁸⁾

ロフステッド教授の提案に基づき、類似する規則が結合されて誕生した「爆発物及びアセチレンの規則（The new Explosives and Acetylene Regulations）」であるが、これをサポートするために作成された指針（ガイダンス）は、表11のとおり、レベル1～レベル3の3つに分けられており、用途によって適用が推奨されるレベルが異なっている。

表11 指針の3段階のレベル

レベル1 初心者向け指針（リーフレットなど）
レベル2 サブセクター指針
レベル3 総合的指針

・レベル1 初心者向け指針（リーフレットなど）

業務内容が容易に定義可能なもの、あるいはその管理の定義が容易なものについては、初心者向けの指針を参照する。

・レベル2 サブセクター指針

爆発物や火薬類を使用するセクター全体に適用されるのではなく、特定のセクター（サブセクター）に合わせた詳しい情報を提供する。

サブセクター指針で絞り込んだ情報よりも多くの情報が必要な場合には、レベル3の総合的指針を参照すること。

・レベル3 総合的指針

全ての人が行うべき爆発物や火薬の取扱に関する基本的な指針。様々なセクターが含まれるため、コンプライアンスに関する詳細な管理は、各セクター、あるいは義務保有者ごとに異なる。

安全指針（L150）³⁹⁾は、雇用主、個人、爆発物製造者、爆発物貯蔵者、あるいは爆発物を大量に貯蔵または危険性の高い爆発物を貯蔵するような者に特に関係のある指針である。

安全指針（L150）は、このような義務保有者が安全規則を遵守するために役立つ包括的な技術的指針である。トピックごとに詳細な指針や専門的な指針が掲載されており、自身のセクターで取るべき行動をすぐに見つけることができる。L150には、警察、消防、救急、その他の緊急のサービスなどに関連する資料も含まれる。また、廃棄物処理業者にも参考になる情報が入っている。

安全保障指針（L151）⁴⁰⁾は、義務保有者に特化した指針である。特に、a. 爆発物（火薬）の調達、保管、移動、b. 爆薬の製造、貯蔵、移動、販売、c. プラスティック爆弾の製造、加工、移動について書かれている。

L151は、義務保有者が規則を遵守できるよう、背景情報や専門家の指導などが示されている。この指針は、地方自治体の商取引関連の職員や、警察および消防、救急などに関する情報も書かれており、他の政府機関や規制機関も参照できるような内容になっている（具体的なレベルの例については、表12及び表13を参照）。

表12 L150 安全指針の参考目安

Subsector	Level 1	Level 2	Level 3
火薬類の商業的製造			○
大量または危険性の高い爆発物の商業的な保管			○
鉱山、採石場での火薬の貯蔵、および解体などの活動の支援		○	
プロの花火師		○	
ANBIの製造・保管		○	
危険物三種及び危険物四種の花火の卸売での保管		○	
危険物三種及び危険物四種の花火の小売り	○		
火工品の小売り	○		
他の商業活動を支援するための火工品の保管		○	
弾薬を含む射撃用品の小売り	○		
射撃用品や黒色火薬のレクリエーションユーザー（射撃を行う人や演者など）		○	
教育現場での爆発物の使用		○	
趣味での非商業的な製造			○

表 13 L151 安全保障指針の参照目安

Sector	Level 1	Level 2	Level 3
火薬類の商業的製造			○
大量または危険性の高い爆発物 の商業的な保管			○
鉱山、採石場での火薬の貯蔵、 および解体などの活動の支援			○
プロの花火師	○		
ANBI の製造・保管	○		
危険物三種及び危険物四種の 花火の卸売での保管		○	
危険物三種及び危険物四種の 花火の小売り	○		
火工品の小売り	○		
他の商業活動を支援するための 火工品の保管		○	
弾薬を含む射撃用品の小売り	○		
射撃用品や黒色火薬の レクリエーションユーザー (射撃を行う人や演者など)		○	
教育現場での爆発物の使用	○		
趣味での非商業的な製造	○		

それぞれのレベルの参照の仕方として、以下がわかりやすい⁴¹⁾。

- ・日常的に、レベル 1 の指針を利用しているセクターについては、自セクターのサブセクターに関する情報を得るために、定期的にレベル 2 を見直す（場合によってはレベル 3 を参照する必要も出てくるかもしれない）。
- ・日常的に、レベル 2 の指針を利用しているセクターについては、サブセクターの指針の範囲を超えた活動を行う場合や、実施すべき管理について理解を深める場合に限って、レベル 3 を参照する。
- ・日常的に、レベル 3 の指針を利用しているセクターについては、業務に関連することでレベル 2 の指針を参照する。

④鉱山規則⁴²⁾

ロフステッド教授の提案を受け、2014 年に一つにまとめられるまで、鉱山に関する規則

は類似した内容の規則や、改定を行った規則が次々に重複して制定される状態であった。「鉱山規則 2014 (The Mines Regulations 2014)」の施行により、これまでの全ての鉱山規則がこの規則に取って替わることとなった。

また、これまでの鉱山規則を補足する役割をしていた以下の実施準則 (ACOP) は、全て廃止された。ただ、L43 の応急処置に関する ACOP のみは引き続き施行されている。

【簡素化により廃止された ACOP 一覧】

- ・ L128 鉱山での電気の使用に関する実施準則
- ・ COP28 鉱山地下作業場からの出口の安全性に関する実施準則
- ・ L42 鉱山のシャフトと巻線に関する実施準則
- ・ L45 石炭やその他の安全性の高いランプ鉱山での爆発物に関する実施準則
- ・ L46 鉱山の侵入防止に関する実施準則
- ・ L71 鉱山からの脱出と救出に関する実施準則
- ・ L119 鉱山における地盤移動の管理に関する実施準則
- ・ L145 炭鉱における吸入性粉塵の管理に関する実施準則
- ・ L44 鉱山における安全衛生の管理・運営に関する実施準則

「鉱山規則 2014 (The Mines Regulations 2014)」にまとめられたが、その主な変更点は次のとおり。

- a . 膨大な量の慣行規則が廃止され、鉱山に関わる主要なリスクの管理にのみ焦点を当てた「目標設定」のスタイルを取った近代的な規制に置き換えられた。
- b . 主な義務保有者は、これまで鉱山管理者 (mine manager) にあったが、今回の規則では、採掘業者側 (mine operator) になっている。
- c . 要件で重複している部分を取り除き、以前の鉱山に関する法律で対処していたハザードについては、(適切であれば) 一般的な安全衛生規則が適用された。
- d . 炭鉱労働者が認定鉱山救助スキーム (approved mines rescue scheme) に参加する必要はなくなったが、全ての採掘業者は適切な救助設備を準備することが明確な条件として示された。
- e . 炭鉱で働く者は、その誰もが一定の適性や能力があるといえる。よって、HSE が認め る資格と炭鉱での役職等の要件は削除された。

⑤石油規則⁴³⁾

石油は非常に危険な物質である。可燃性が高く、容易に火がつく。安全に取り扱わなければ、重大な火災や爆発が引き起こされるおそれがある。重大な火災や爆発事故を防ぐため、ガソリンを安全に使用、保管することが法律で定められている。2014 年 10 月、石油に関するこれまで存在していた全ての規則が統合され「石油 (統合) 規則 2014 (The Petroleum

(Consolidation) Regulations 2014)」に一本化された。

適用範囲を以下に示す。

- ・内燃エンジンを搭載した車両タンクに直接給油するガソリンを貯蔵する事業所（小売店やガソリン給油所）である。
- ・ガソリンを保管する職場以外の施設、例えば、個人宅やクラブ／協会（または類似の施設）
- ・石油司法当局（Petroleum Enforcement Authorities (PEAs)）が、「石油（統合）規則 2014 (The Petroleum (Consolidation) Regulations 2014)」施行に関する責任を負う。
- ・職場での石油の安全な保管及び使用については、危険物質及び爆発性雰囲気規則（Dangerous Substances and Explosive Atmospheres Regulations 2002 (DSEAR)）の対象にもなる。

⑥遺伝子操作生物規則⁴⁴⁾

ロフスティッド教授の提案を受け「2014 年 遺伝子操作生物（含有物使用）規則（The Genetically Modified Organisms (Contained Use) Regulations 2014)」に全ての遺伝子操作生物に関する法律を統合し、2000 年の同様の規制及びその後に発効した 3 つの改正規則（2002 年、2005 年、2010 年）を取り消した。

2014 年の統合版は、2000 年の規則よりも、さらにリスクに応じたものとなっている。また、統合版では技術の進歩も考慮に入れている。例えば、合成生物学はこの規制の定義の大部分に含まれており、将来的にもそのままの形で残る可能性が高い。

また、この統合版では、封じ込め（拡散防止）措置、届出、行政の取り決めに関する規定の変更が盛り込まれている。さらに、規則で使われる用語とレイアウトが今風になり、読みやすくなった。

含有物使用の責任者は、本規則の封じ込め（拡散防止）に関する規則の変更によって既存の含有物使用の種類が増えないよう確認する必要がある。このため、全ての含有物使用を見直す必要がある。種類が増加した場合には、新規則発効後 90 日以内に HSE に修正の届出を出す必要がある。90 日間の経過措置期間に届出がなされた場合は、手数料は請求されない。届出の形式は、新しいフォームにてリスクアセスメントを提出、あるいは以前のリスクアセスメントを修正したもの提供する。

リスクアセスメントの結果、リスクの増加がわかった場合や、HSE が含有物の使用の停止を命じることがない限り、含有物使用は継続してよい。ただし、経過措置は 2014 年 10 月 1 日以降に届出があった新規の含有物使用は適用されない。

2014 年の統合規則の変更点を以下に示す。

a. 「スケジュール 8 格納容器対策」に関する変更

（表 1a）

- ・消毒手順 重複要件を削除
 - ・内向き気流封じ込めレベル（CL）の要件の削除
 - ・CL3 で非対空伝送がある場合の対内気流の要件の改正
 - ・CL3 で非空気伝搬性がある場合の HEPAろ過の要件の改正
 - ・CL4 における微生物安全キャビネット(MSC)の要求事項の変更(最も適切な MSC の選択はリスク評価に基づいて行われる)
 - ・CL1 の廃棄物不活化要件の変更
 - ・CL3 の展望窓の要件変更
 - ・CL2 での研修記録の要件の改正
- (表 1c)
- ・動物の死骸の焼却炉の要件の撤廃
 - ・CL1 でのアイソレータの要件の撤廃
- (表 2)
- ・除染施設の重複要件の撤廃
 - ・CL4 で建設された管理区域が目的地であることについての要件を撤廃
 - ・CL1 でのバイオハザードサインに関する要件を撤廃
 - ・CL1 での廃棄物不活化の要件を変更

b. 事務的な手続きの変更

(全体的に)

- ・規則の文言・レイアウトを変更

(第 2 条)

- ・「微生物以外の遺伝子操作生物」という用語を、「より広義の遺伝子操作生物」⁵という用語に言い換えた。

(第 8 条)

- ・遺伝子操作生物安全委員会の要件を改正。クラス 1 レベルのリスク評価については、適切な専門知識を持つ個人で行うことができる。

(第 21 条)

- ・緊急時計画に関する要件の改正⇒要件がリスクに沿ったものになる。

(第 26 条)

- ・届出の公的な登録のハードコピーに関する要件を撤廃し、オンライン版のみになる。

(第 31 条)

- ・抗告手続きをオンラインガイダンスにし、簡素化

(第 33 条)

- ・保留及び経過措置を改正

⁵ 原文 “larger genetically modified organisms”

f. 施行機関についての変更

①地方自治体の活動の改善⁴⁵⁾

地方自治体は、安全衛生規則のうちおよそ 50%の部分（視察や管理等）を担当している。オフィス、店舗、遊興施設等のリスクの低い現場を担当することが多い。2011 年当時、地方自治体は 196,000 件の視察を行っていた。地方自治体の視察件数が多いことは、企業に対する支援も手厚いということであるが、政府は、この視察の件数を少なくとも 3 分の 1（年間 65,000 件）削減し、積極的な視察が継続されている場合は、より大きな目標を設定することを勧めている。その他、政府は HSE と地方自治体に対し、小規模企業のニーズにあい、かつアクセスしやすい情報提供を行うよう求めている。

②大きなりスクが伴う機関

HSE の人的資源と技術的な資源の多くは、大きなりスクの伴う産業に充てられている。化学産業や海洋石油産業などは、生活に欠かせない産業であるものの、一度の事故で多数の死傷者を出し、社会、環境、経済に壊滅的かつ長期的な悪影響を与えるおそれがある。

これらの産業に対する規制について、政府は国際基準に基づいた最良のものであると考えており、現在の監視レベルを引き下げる予定はない。しかし、規則に対するアプローチの近代化に伴い、規制当局間での協力を促すプログラムが作られ、企業にリスクの大小に比例したアプローチを提供できるようにした。

（6）安全衛生（些細な改廃）規則 2013

安全衛生規則の簡素化を目指したが、その取り組みの一つとして、2013 年 4 月 6 日より、些細な改廃を経て安全衛生規則 2013⁴⁶⁾を改正した。法令 1 つを廃止し、12 の文書と工場法の関連規定を取り消した。これらの措置は、最新のものに置き換えられたり、冗長であるため廃止されたり、また意図した成果がないため削除された。改廃によって安全の保持に影響はないと考えられ、法的枠組みをシンプルかつ明確にするために行われたものである。

HSE はこのような規則の変更について、周知するための取り組みを行っている。例えば、建設業界（特に小規模な請負業者）と協力し、ヘルメットをかぶることの重要性を理解しているか確認している。「建設（頭部保護）規則」が廃止されても、個人用保護具規則（1992）があるため、法的には義務が課されている。

危険物質取扱設備の届出規則は、1982 年と 2002 年に改正規則（NIHHS）が失効し、危険物質に関する届出制度の重複がなくなるようにした。

在来型タワークレーンについては、「吊上げ作業および吊上げ装置規則 1998」⁴⁷⁾にて代替され、「在来型タワークレーンの届出規則」「在来型タワークレーンの届出（修正）規則」は廃止された。「吊上げ装置」には、クレーン、ジンホイール、ホイストが含まれる⁴⁸⁾。

削除された項目のリストを表 14 に示す。

表14 安全衛生（些細な改廃）規則2013で取り消された法令と規則

1	Celluloid and Cinematograph Film Act 1922	セルロイドと映写機映画法令 1922
2	Gasholders (Record of Examinations) Order 1938	ガスホルダー（試験の記録）指令 1938
3	Shipbuilding and Ship-repairing Regulations 1960	造船及び船舶修理規則 1960
4	Celluloid and Cinematograph Film Act 1922 (Repeals and Modifications) Regulations 1974	セルロイドと映写機映画法令 1922 (改廃) 規則 1980
5	Celluloid and Cinematograph Film Act 1922 (Exemptions) Regulations 1980	セルロイドと映写機映画法令 1922 (適用除外) 規則 1980
6	Gasholders and Steam Boilers (Metrication) Regulations 1981	ガスホルダーのスチームボイラ (メートル法移行) 規則 1981
7	Locomotives etc Regulations 1906 (Metrication) Regulations 1981	機関車等規則 1906 (メートル法移行) 規則 1981
8	Notification of Installations Handling Hazardous Substances Regulations 1982	危険物質取扱の設備の届出規則 1982
9	Docks, Shipbuilding etc (Metrication) Regulations 1983	ドック、造船等 (メートル法移行) 規則 1983
10	Construction (Head Protection) Regulations 1989	建築 (頭部保護) 規則 1989
11	Notification of Installations Handling Hazardous Substances (Amendment) Regulations 2002	危険物質取扱の設備の届出 (修正) 規則 1982
12	Notification of Conventional Tower Cranes Regulations 2010	在来型タワークレーンの届出規則 2010
13	Notification of Conventional Tower Cranes (Amendment) Regulations 2010	在来型タワークレーンの届出 (修正) 規則 2010

6－2 事務手続きの削減と法律の簡素化

(1) 行政手続きのコスト削減

イギリスでは、ロフステッド教授の提言に基づいた法や規制の簡素化に引き続き、「行政負担軽減プログラム (The Administrative Burden Reduction Programme : ABRP)」を 2005 年から 2010 年まで実施し、企業に対する事務手続きの負担（時間及びコスト）を軽減しようとした。イギリスは規制社会であり、ビジネスにおいて規制を遵守することが求められるが、不必要的行政上の手続きは企業（特に中小零細）にとって大きな負担である。

ABRP の成果に関する最終報告書⁴⁹⁾によると、以下の事項が明らかになった。

①削減対象

事業者に対する情報提供義務に関わる「行政手続きコスト」

②削減目標

（企業や第三セクターのビジネスをシンプルにする）

a. 事務的負担の簡素化

- ・2010 年 5 月までに企業や第三セクター組織に課せられている事務的な負担を 25% 削減。
- ・ただし、歳入庁 (HMRC) は 10%、内閣府 (Cabinet Office) は 35%、国家統計局 (ONS) は 19%。
- ・防衛省 (Ministry of Defense)、外務・英連邦省 (Foreign & Commonwealth Office)、国際開発省 (Department for International Development) は対象外。
- ・目標は達成。企業及び第三セクターで 35 億ポンド以上 (26.62%) の削減。

b. 法の簡素化

5 年間で、法律の変更、指針の発行、ウェブベースのツール作成などを通じて、304 の簡素化措置を実施。2005 年に設定された目標に対する成果の詳細は以下。

③具体的な削減実績

a. 政府全体の行政手続きコスト

ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS)、コミュニティ・地方政府省 (CLG)、安全衛生庁 (HSE) の行政手続きコストが、全行政手続きコストの 68.8% を占める。

b. コミュニティ・地方政府省 (CLG) の行政手続きコスト

CLG の行政手続きコストのうち 83% は以下の 5 法令により発生。（表 15 参照）

表 15 行政手続きのうち最もコストがかかっている 5 法令

都市計画法	Town and Country Planning Act - 1990
建築規則	Building Regulations - 2000
住宅法	Housing Act - 1985

都市計画指令[一般開発方式]	Town and Country Planning [General Development Procedure] Order - 1995
手数料規則（諮問を要するものについて）	Service Charges (Consultation Requirements) Regulations- 2003)

c. 安全衛生庁（HSE）の行政手続きコスト

HSE の行政手続きコストの 77%は、以下の 10 規則により生まれる（表 16 参照）。

表 16 HSE の行政手続きのうち最もコストがかかっている 10 規則

衛生労働安全管理規則	Management of Health and Safety at Work Regulations - 1999
ガス安全（導入および使用）規則	Gas Safety (Installation and Use) Regulations - 1998
昇降機操作および昇降機設備規則	Lifting Operations and Lifting Equipment Regulations - 1998
健康有害物質管理規則	Control of Substances Hazardous to Health Regulations - 2002
マニュアルハンドリングオペレーション規則	Manual Handling Operations Regulations - 1992
労働安全衛生法	Health and Safety at Work etc. Act - 1974
アスベスト管理規則	Control of Asbestos at Work Regulations - 2002
安全管轄者及び安全委員会規則	Safety Representatives and Safety Committees Regulations - 1997
建設（設計および管理）規則	Construction (Design and Management) Regulations - 1994
作業機器提供・使用規則	Provision and Use of Work Equipment Regulations - 1998

④ 2005 年～2010 年の 5 年間で達成した行政手続きコストの削減

イギリスは 2005-2010 年の間に 35 億ポンドの行政手続きコストの削減を達成した。そのうち 60%は、以下、表 17 の取り組みによる削減が占めている。

表 17 達成した法・規則の改正とコスト削減（2005-2010 年）

削減分野	所轄	内容	コスト削減額 (日本円)

労働法ガイドンス プログラム	BIS	労働法関連の契約書や提出書類 に関し、標準的な雛形を策定し、 無料のオンラインツールにて処 理できるように改善。また、労働 法関連報告・登記等において外 部コンサルタント等に依頼する ことなく自前で処理できるよ う、事務処理ガイドンスをオ ンライン上で整備。	580 億円
消費者向け広告な ど商業上の不正行 為に関するルール 等	BIS	消費者向け広告など商業上の不 正行為に関するルールを簡略化	430 億円
労働環境における 安全・健康面のリ スクアセスメント	HSE	コンビニエンスストア運営など の低リスクの 34 業態を類型化 し、オンライン上で簡便にリス クアセスメントを実施できるツ ールを提供。	330 億円
住宅法 6 章の廃止	CLG	複数人が入居する住宅に関し、 家主に求められる免許の数を削 減。	290 億円
株主報告の電子化	BIS	紙媒体しか認められなかった株 主への事業報告書について、電 子送付を許可。	250 億円
アルコール及びエ ンターテインメン ト免許法の改正	文化・メディ ア・スポーツ省 (DCMS)	アルコールとエンターテインメ ントの免許登録を 1 つにまとめ る。	250 億円
建築関係の資格緩 和	CLG	電気工事(120 万件)を、建築検 査官の検査によってではなく、 一定の技術力を満たし、事前に 政府に登録した人による認証で 代替できるものとした。	190 億円
測定器の更新基準 の適正化	BIS	測定器の更新にあたっての基準 を適正化した。	180 億円
労働争議手法の改 善	BIS	労働争議にあたって、雇用法で なく、裁判外紛争処理手続き	160 億円

		を活用できるようにした。	
アセットマネジメント業界の取引電子化推進	財務省	アセットマネジメント業界において、ファンドマネジャーや株主等に送付する、所有権移転や決済の証拠となる文書の送付をやめて電子化。	160 億円

ちなみに、HSE の HPにおいてリスクアセスメントのページで提供しているのは、以下の表 18 の 6 業種向けのもの（公開当初は 34 業種に分けられていたが、現在は 6 業種に絞られている⁵⁰⁾）。

表 18 「低リスク」と定義される 6 業種

1. オフィス業務
2. 地元店舗／新聞販売店
3. 調理・外食
4. 自動車修理工
5. 工場メンテナンス業
6. 倉庫

⑤ 2009 年 12 月～2010 年 5 月までの間に達成した行政手続きコストの削減（表 19）

表 19 達成した法・規則の改正とコスト削減（2009-2010 年）

削減分野	所轄	内容	コスト削減額（日本円）
ガス安全（設置及び使用）規則における定義の明確化	HSE	「家主」の定義を「7 年未満の賃貸を行う人」または「ライセンスのもとで所有する不動産を貸し出す人」というように明確にした。また、ライセンスのもとで営業が行われる宿泊施設もこれに含まれる。さらに、家主の中でも「短期の家主（28 日未満）」「長期の家主（28 日以上 7 年未満）」「7 年以上の長期の家主」「エージェント」の 4 つの分類に分け、ガスの安全に関する責任を明確にした。（※1）	80 億円

「デザインとアクセスに関する記述書」の撤廃	CLG	家主や企業が行う小規模な開発や、視覚的に見づらいところを除く場所の開発については、「デザインとアクセスに関する記述書（‘Design and Access Statements’）」の提出を不要とした。	78 億円
「飼料衛生記録保存指針」の発行	Food SA	Food SA は、EC 飼料規則(EC Feed Regulation) (183/2005)を遵守できるよう、指針を発行した。この指針により、必要な情報はほぼ既存の文書で対応可能であることを農家の人々に知らせることができている。	59 億円
保育所利用終了時の地方自治体への通知を電子化	DfE (前身は DCSF)	資金が重複して支払われないよう、プレスクール及び保育所は、サービスを無料で利用している子どもが転園した場合には、地元の当局に通知する必要があった。この通知が電子化され、DfE はオンラインテンプレートを利用できるようになった。	44 億円
開発許可の緩和	CLG	ヤング報告書に基づき、開発権の許可是、非住宅の開発にまで拡大。これにより、住宅所有者以外のセクターへの影響がないような小規模開発に関しては、許可を求める必要性がなくなった。この措置により、手数料も大幅に減った。	36 億円

(※1) 毎年行うガスの安全性チェックのタイミングをフレキシブルに設定。安全性チェックの期日の二か月前から実施することが可能になり、有効期限はそのまま維持することができる。これにより、期日ギリギリになんでも安全性チェックの予約が取れないようなことがないようになった。また、チェックの有効期限はそのまま維持されるため、年間のチェックのサイクルが短くなることもない。毎年行われるチェックに関する法律上の要件には変更はない。

⑥ それぞれの省庁の簡素化プログラムの特徴

a. BIS (ビジネス・イノベーション・技能省)⁵¹⁾

BIS は、労働法、会社法、消費者指令、倒産法、度量衡法、知的財産権分野などを担当する。BIS が担当する政策の影響を受ける人口は多く、省庁で最大の行政負担が課される。

- ・様々な法律・規則の改正に取り組む中で「Think Small」（小規模企業を第一に考えよう）を常に織り込んでいる。小規模企業に過大な負担を強いらないように心がけている。
- ・民間・第三セクターの負担軽減、広範な規制コストの削減。EUの簡素化プログラムにも協力。
- ・労働法の改正。指針の改善とオンライン化。
- ・紛争解決の見直し → 新しい紛争解決方法を取り入れ、新しいAcasヘルpline⁵²⁾と事前請求調停サービスを開始。
- ・2006年、会社法の改正で会社法の枠組みを簡素化した。
- ・消費者指令についてEU不正競争防止法をイギリスでも施行した。
- ・度量衡（包装商品）規則（2006）では、旧法の規範要件を撤廃し、新法の簡便な規則が適用できる。

b. CLG（コミュニティ・地方自治体省）⁵³⁾

CLGは、地方自治体、住宅、都市計画等の政策を策定している。建築基準規則、消防規則、救助規則等に対応する。CLGではこれら全ての分野でコスト削減を実現した。具体的には次のとおり。

- ・世帯開発許可の見直し。住宅の拡張やロフトの改造など、特定の 小規模な世帯開発のための計画許可を申請する義務項目を削除。
- ・小規模事業者の税率緩和（SBRR: Small Business Rate Relief）。2006年10月より、一年に一度だけの申請でよくなった。
- ・火災安全規制改革令（Fire Safety Regulatory Reform Order）において、事業者が火災対策証明書を申請するための要件を削除した。最もリスクの高い施設のみを対象に検査を集中的に実施することを義務づけた。
- ・建物管理の電子化。将来的に建物管理サービスの提供基準の電子化に取り組む。

（ケーススタディより）

- ・サンライト・ロフト社⁵⁴⁾

世帯開発許可の見直しにより、8万件以上の小規模な開発申請が不要になり、コスト削減につながった。この改正により、以前は制限された屋根の高さでの増築が可能になった。また、計画的に許可を得る必要なく、ロフトの改裝や大きさの変更も可能になった。

c. HSE

HSEは不必要的管理業務の削減に取り組み、安全衛生関連の法律・規制の事務的負担を軽減し、2005年以降、5億5920万ポンドの削減につながった。労働安全衛生法規の事務的負担の一例がガス安全指針の明確化である。「家主」の定義をそれぞれ明確にし、ガスに対する安全責任を明確化した⁵⁵⁾。家主が法律上の義務を果たすために必要な情報を掲載した。

(ケーススタディより)

- ・ガス安全（設置及び使用）規則を緩和し、家主がガス安全チェックを実施するための要件を見直す。年間 6,000 万ポンド削減。
- ・労働者の参加により（グッド・プラクティス指針⁵⁶⁾）、代表者に提供する労働者情報を明確化し、年間 3,660 万ポンドを削減した。

⑦2005 年～2010 年の 5 年間で達成した企業と第三セクターでのコスト削減

ここまででは法律や法遵守のための行政手続き等から生じるコスト削減の取り組みを取り上げたが、政府は企業や第三セクター向けのコスト削減も同様に取り組んでいる。以下、表 20 は、民間企業及び第三セクター向けの政策軽減（削減）をまとめたものである。これらの取組により、2,800 万ポンドの事務経費を削減することができた。

表 20 達成した第三セクターでの法的手続きのコスト削減（2005-2010 年）

削減分野	所轄	内容	コスト削減額 (日本円)
建設（設計および管理）規則 2007	HSE	法律の 4 か所を統合し、請負業者の能力をチェックするプロセスを簡素化した。	224 億円
安全な食事とより良き経営 (Safer food, better business (SFBB))	Food SA	小規模飲食店等の事業者が一般衛生管理及び調理上の重要なチェックのポイント、そのモニタリング、問題があつたらどう対応するか等を作成者が書き込んで衛生管理計画として作成し、併せて簡単な日記のような記録を作成することを支援する冊子の作成。DVD も 16 か国語で作成された。教育研修も提供。	173 億円
医薬品イニシアティブの質的向上 (Better Regulations of Medicines Initiatives)	DH	医薬品に関する不必要的規制負担を取り除く。	140 億円

貨物自動車及び旅客輸送事業者のための、目標を明確にした安全検査要件の設定	DfT	DfTは2006年12月に「路上での運転に適している性質を維持するための手引き」の改定版を発表。この指針は、一部の自動車両が、年一回のMoT検査以外は検査回数を減らし、一部の事業者がコストを節約することができるようとした。	135 億円
放射性物質輸送業者の負担軽減	DfT	イギリス・フランス間では放射性物質輸送物の証明書を相互承認するようにした。	101 億円
放射性廃棄物の輸送	DfT	放射性廃棄物の輸送に関する国際規制を改正。	91 億円
救急処置の指針	HSE	事業者は、救急処置者になる者に対し、教育研修2コースを選ぶことができる。	70 億円

(参考文献)

- 1) 労働事務次官通達基第九一号：労働安全衛生法の施行について，1972.
- 2) 中央労働災害防止協会：平成30年度版安全の指標，2019.
- 3) 厚生労働省：第12次労働災害防止計画，2014.
- 4) 高木元也他：労働災害防止のための中小規模事業場向けリスク管理支援方策の開発・普及，平成25年度労働安全衛生総合研究所年報，2013.
- 5) Peter HASLE, Hans Jorgen LIMBORG : A Review of the literature on Preventive Occupational Health and Safety Activities in Small Enterprises, 2006 (デンマーク) .
- 6) Luise Vassie 他 : Health and Safety Management in UK and Spanish SMEs: A Comparative Study, 2000 (イギリス／スペイン) .
- 7) Aoife Finneran 他 : SME-micro engagement with occupational safety and health (OSH) - the role of the owner-manager, 2014 (イギリス) .
- 8) Nobuyoshi Yamori , Yoshihiro Asai :「東日本大震災と中小企業のリスクマネジメント－日本の中小企業は自然災害にいかに備えるべきか？－」，2017.
- 9) Tom Papworth : SMEs and Health and Safety, 2015 (イギリス) .
- 10) Peter HASLE, Hans Jorgen LIMBORG : A Review of the literature on Preventive Occupational Health and Safety Activities in Small Enterprises, 2006 (デンマーク) .
- 11) Kirsten Jørgensen 他 : Demonstration of risk profiling for promoting safety in SME's, 2011 (デンマーク) .

- 12) Heriot Watt University & HSE : Health and Safety in the small to medium-sized enterprise - Psychosocial opportunities for intervention -, 2007 (イギリス) .
- 13) Aoife Finneran 他 : SME-micro engagement with occupational safety and health (OSH) - the role of the owner-manager, 2014 (イギリス) .
- 14) Chike F Oduozaa , Onengyeofori Odimaboa and Alexios Tamparapoulosa : Framework for Risk Management Software System for SMEs in the Engineering Construction Sector, 2017 (イギリス) .
- 15) Peter HASLE, Hans Jorgen LIMBORG : A Review of the literature on Preventive Occupational Health and Safety Activities in Small Enterprises, 2006 (デンマーク) .
- 16) Luise Vassie 他 : Health and Safety Management in UK and Spanish SMEs: A Comparative Study, 2000 (イギリス／スペイン) .
- 17) Aoife Finneran 他 : SME-micro engagement with occupational safety and health (OSH) - the role of the owner-manager, 2014 (イギリス) .
- 18) Susan Lammin 他 : Safety Management in Small Businesses: Promoting good practice in SME's, 2003 (イギリス) .
- 19) European Agency on Safety and Health at work : Improving occupational safety and health in SMEs, examples of effective assistance, 2003.
- 20) Eurostat : European Social Statistics - Accidents at Work and Work-Related Health Problems-, 2002.
- 21) <https://www.pref.kanagawa.jp/documents/31197/826972.pdf> p.77
- 22) 厚生労働省 : 新産業災害防止総合 5か年計画から第 13 次労働災害防止計画までの労働災害防止計画 (計画年度通算 1961～2022) .
- 23) 厚生労働省 : 基発第 0322002 号 「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」, 2007.
- 24) 厚生労働省 : 建設業における総合的労働災害防止対策, 2007.
- 25) 厚生労働省 : 基監発第 0322001 号 「建設業における総合的労働災害防止対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」, 2007.
- 26)[https://www8.cao.go.jp/kisei-](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/meeting/bukai/20161003/161003bukai02.pdf)
[kaikaku/suishin/meeting/bukai/20161003/161003bukai02.pdf](https://www.hse.gov.uk/pubns/hsc13.pdf)
<https://www.hse.gov.uk/pubns/hsc13.pdf> など参照
- 27) WHAT WILL BREXIT MEAN FOR HEALTH AND SAFETY REGULATION IN THE UK AND LEGISLATIVE COMPLIANCE IN GENERAL?
<https://aec.uk.net/post.php?id=What%20will%20Brexit%20mean%20for%20Health%20and%20safety%20regulation%20in%20the%20UK%20and%20legislative%20compliance%20in%20general?>

- 28) CohenCramer Solicitors, "Health and Safety at Work: Six Pack Regulations"
<https://www.coencramerpi.co.uk/accidents-at-work-claims/what-can-i-claim-for-my-accident-at-work/what-are-the-health-and-safety-six-pack-regulations/>
- 29) Lord Young, "Common Sense Common Safety", Cabinet Office, 2010
<https://www.hse.gov.uk/aboutus/commonsense/index.htm>, HSE
- 30) "Common Sense Common Safety"
- 31) "HSE consults on RIDDOR reform"
"https://www.theconstructionindex.co.uk/news/view/hse-consults-on-riddor-reform"
- 32) "Reclaiming health and safety for all: An independent review of health and safety legislation", Ragnar E Lofstedt, 2011, Health and Safety Review Team Department for Work and Pensions
https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/66790/lofstedt-report.pdf
- 33) "Reclaiming health and safety for all: An independent review of health and safety legislation" より
- 34) Department for Work & Pensions, UK, "A final progress report on implementation of health and safety reforms" pp. 15-23, 2015
- 35) Department for Work and Pensions, "Good Health and Safety, Good for Everyone", 2011
- 36) 三柴丈典, 『イギリスのリスクアセスメントと法』 <http://t-mishiba.heteml.jp/150331-2.pdf> の p. 26 を参照)
- 37) <https://www.legislation.gov.uk/uksi/2013/1667/made>
- 38) Explosives Regulations 2014 - Guidance structure, HSE
<https://www.hse.gov.uk/explosives/guidance-structure.htm>
- 39) <https://www.hse.gov.uk/pubns/books/l150.htm>
- 40) <https://www.hse.gov.uk/pubns/books/l151.htm>
- 41) HSE, Explosives Regulations 2014 - Guidance structure
<https://www.hse.gov.uk/explosives/guidance-structure.htm>
- 42) HSE, Mines Regulations 2014 <https://www.hse.gov.uk/pubns/books/l149.htm>
- 43) HSE, Storing petrol safely <https://www.hse.gov.uk/fireandexplosion/petroleum.htm>
Tenos (Fire Engineering Consultants), "Changes on the horizon for petrol storage legislation" <https://www.tenos.com/changes-on-the-horizon-for-petrol-storage-legislation/>
- 44) <https://www.hse.gov.uk/biosafety/gmo/index.htm>
<https://www.hse.gov.uk/biosafety/gmo/whats-new.htm>
- 45) "Good Health and Safety Good for Everyone", p.7-11

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/66745/good-health-and-safety.pdf

46)The Health and Safety (Miscellaneous Repeals, Revocations and

Amendments)Regulations 2013

47)<https://www.legislation.gov.uk/uksi/1998/2307/contents/made>

48)<https://www.hse.gov.uk/construction/safetytopics/lifting-operations.htm>

49)HM Government, “Simplification Plans 2005-2010 Final Report”, 2013

50)<https://www.hse.gov.uk/simple-health-safety/risk/risk-assessment-template-and-examples.htm>

51)Department for Business, Innovation and Skills

<https://www.gov.uk/government/organisations/department-for-business-innovation-skills>

52)Acas <https://www.acas.org.uk/contact> (職場関係で何か問題を抱えている場合に、ア

ドバイスをしてくれるヘルプライン。ただし、法律的助言はしない。)

53)Housing, Communities and Local Government Committee

<https://committees.parliament.uk/committee/17/housing-communities-and-local-government-committee/>

54)<https://www.sunlightlofts.co.uk/>

55) “Gas health and safety” <https://www.hse.gov.uk/gas/>, HSE

56) “Good Practice Guidelines” <https://www.hse.gov.uk/humanfactors/topics/good-practice-guidelines.htm>, HSE 安全管理責任者が労働者に対してどういう働き方をするかについて、良い事例、プランを示したもの。例えば、「夜勤の入れ方」「シフトの組み合わせ方」「連続勤務日数の制限」などについて、具体的な指針が示されている。